

令和2年度

雄物川水系湧水情報連絡会（第1回）

【定例会（文書開催）】

会 議 資 料

令和2年5月27日（水）

雄物川水系湧水情報連絡会
事務局：湯沢河川国道事務所

目 次

■ 「令和2年度 雄物川水系渇水情報連絡会（第1回）」【文書開催】 ---	1
■ 雄物川流域図 -----	3
■ 雄物川水系渇水情報連絡会規約 -----	4
■ 令和元年度 雄物川水系渇水概要 -----	8
■ 雄物川の流況グラフ -----	11
■ 各ダム貯水位グラフ -----	21
■ 構成機関からの情報共有事項 -----	24
■ 渇水対策要領 -----	26

「令和2年度 雄物川水系渇水情報連絡会（第1回）」【定例会：文書開催】について

1. 文書開催について

雄物川水系渇水情報連絡会【定例会】は、例年5月に開催し、水系内の河川流況、ダム貯水量、取水状況や見通し、今後の気象状況などについて情報共有を行い、渇水時に適切な渇水対応を関係機関が連携して取り組むことが出来るよう開催しています。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議方式による開催が出来ない状況を踏まえ、資料を送付することで開催に代えることにしました。

2. 会議資料について

会議資料は、下記のとおり「資料－1～4」となります。

資料1では「規約の改正」、「構成機関からの情報共有事項（大仙市からの事前承認事項）」がありますのでご確認をお願いします。

① 資料－1（事務局作成）

- 雄物川水系渇水情報連絡会規約
 - 連絡会構成機関の組織変更による改正（P4～）
☞ **ご確認いただき承認をお願いします。**
 - 令和元年度雄物川水系渇水概要（P8～）
 - 昨年度の渇水対応状況取りまとめの紹介
 - 雄物川水系の流況（P11～）
 - 雄物川流域の河川流況、ダム貯水位の状況取りまとめ
 - 構成機関からの情報共有事項（P24～）
 - 現在の利水状況等について取りまとめ
☞ **大仙市水道課から構成機関に対して事前了解を得たい事項の記載がありますので、ご確認いただきご承認をお願いします。**
- ※ 承認いただきたい内容に疑義がある場合は事務局まで連絡をお願いします（無い場合は、承認されたものと判断させていただきます）。**

② 資料－2（秋田地方气象台提供）

- 気象状況について
 - 冬から春にかけての気象状況
 - 昨冬の雪のデータ
 - 3ヶ月予報

③ 資料—3（玉川ダム管理所提供）

- 玉川ダム貯水位の状況など

④ 資料—4（東北電力（株）提供）

- 田沢湖貯水位の状況

3. 事務局からの伝達事項

I. 渇水の見安となる河川流量と河川水位

雄物川水系の渇水対策の判断基準となる観測所及び流量は下表のとおりとなりますが、リアルタイムで入手可能な情報が各観測所の水位のみとなっておりますので下表の「①を下回る水位」を見安として下さい。

水位情報は、秋田河川国道事務所、湯沢河川国道事務所、秋田県などのホームページから入手可能となっております。

観測所名	河川名（所在地）	① 基準流量	①を下回る水位	備考
岩 館	雄物川（湯沢市小野）	3.49 m ³ /s	-0.60 m	過去5ヶ年平均渇水流量
岩 崎 橋	皆瀬川（湯沢市岩崎）	0.23 m ³ /s	-1.70 m	〃
長 野	玉 川（大仙市長野）	27.4 m ³ /s	-0.75 m	〃
刈和野橋	雄物川（大仙市刈和野）	94.1 m ³ /s	0.00 m	〃
椿 川	雄物川（秋田市椿川）	80.0 m ³ /s	1.93 m	正常流量

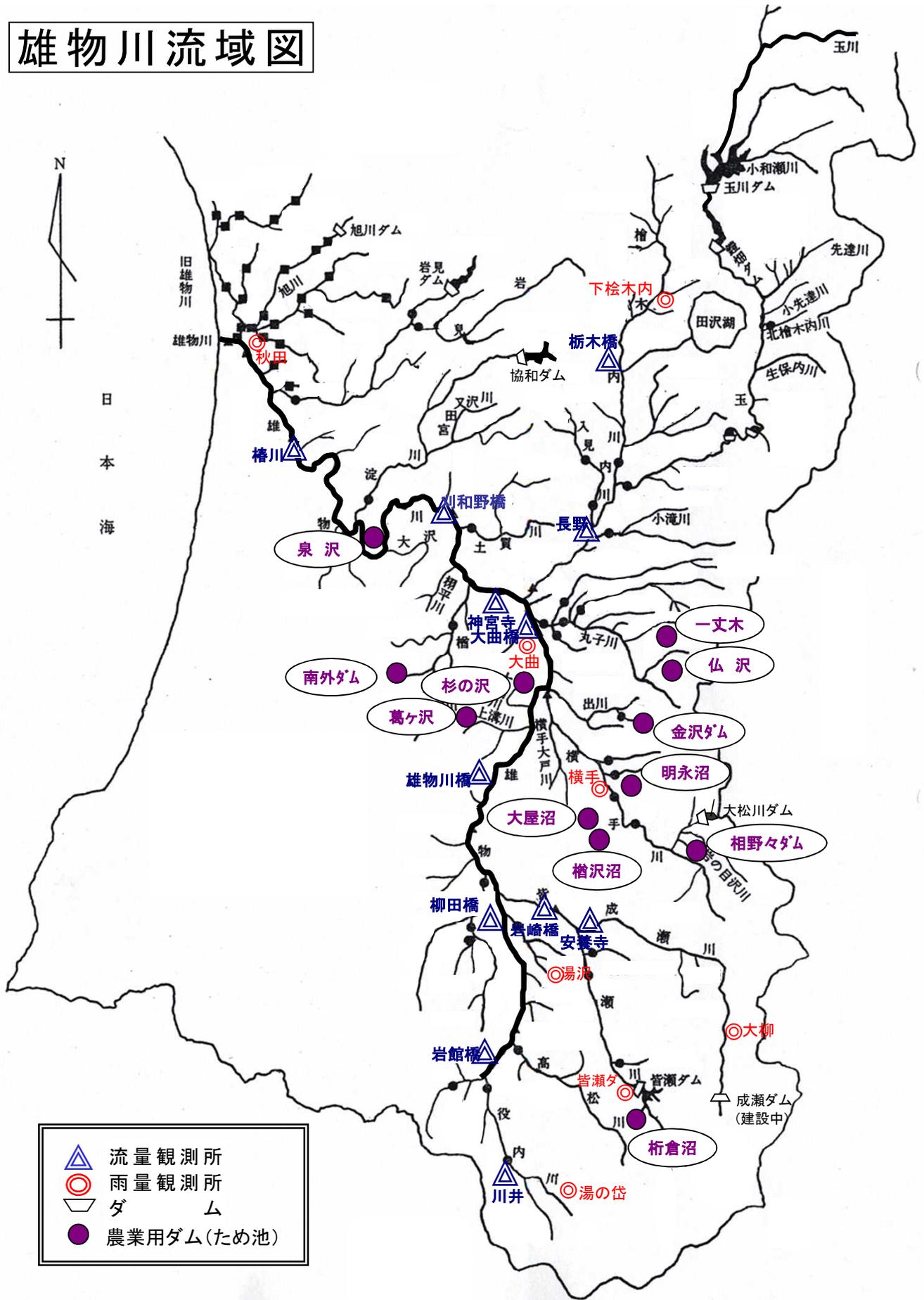
※ 基準流量はR1 暫定 H-Q 式より算定

II. 各機関へのお願い

今後、各機関に渇水関連情報が寄せられた場合、各機関の渇水対応に役立てるため、速やかに情報共有を行いたいと考えておりますので、事務局まで情報提供をお願いいたします。

また、河川流況、ダム貯水量、取水状況、降雨の長期予測などに留意いただき、必要に応じて「節水の呼びかけ」などを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

雄物川流域図



-  流量観測所
-  雨量観測所
-  ダム
-  農業用ダム(ため池)

雄物川水系渇水情報連絡会規約 【令和2年変更案】

(名称)

第1条 本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関する情報交換
- (2) 水利用の実態把握のための連絡体制に関する事
- (3) 河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
- (4) 合理的な水利用の方策に関する事
- (5) その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第4条 連絡会は、別表－1に掲げるものによって組織する。

- 2、連絡会に、会長1名及び副会長1名を置くものとする。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。
- 4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。
- 5、連絡会は、必要に応じ、別表－1に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

(会議の招集)

第5条 連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

- (1) 毎年度（定例会）
- (2) 会長が必要と認めたとき

(部会)

第6条 連絡会に部会を置く。

- 2、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。
- 3、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

- 4、部会長は、必要と認めるとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。
- 3、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。
- 4、濁水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成18年6月5日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月31日から適用する。

付則 この規約は、平成23年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月20日から適用する。

付則 この規約は、平成26年6月27日から適用する。

付則 この規約は、平成27年6月17日から適用する。

付則 この規約は、平成27年7月9日から適用する。

付則 この規約は、平成29年7月11日から適用する。

付則 この規約は、平成30年6月29日から適用する。

付則 この規約は、平成30年8月3日から適用する。

付則 この規約は、令和2年5月27日から適用する。

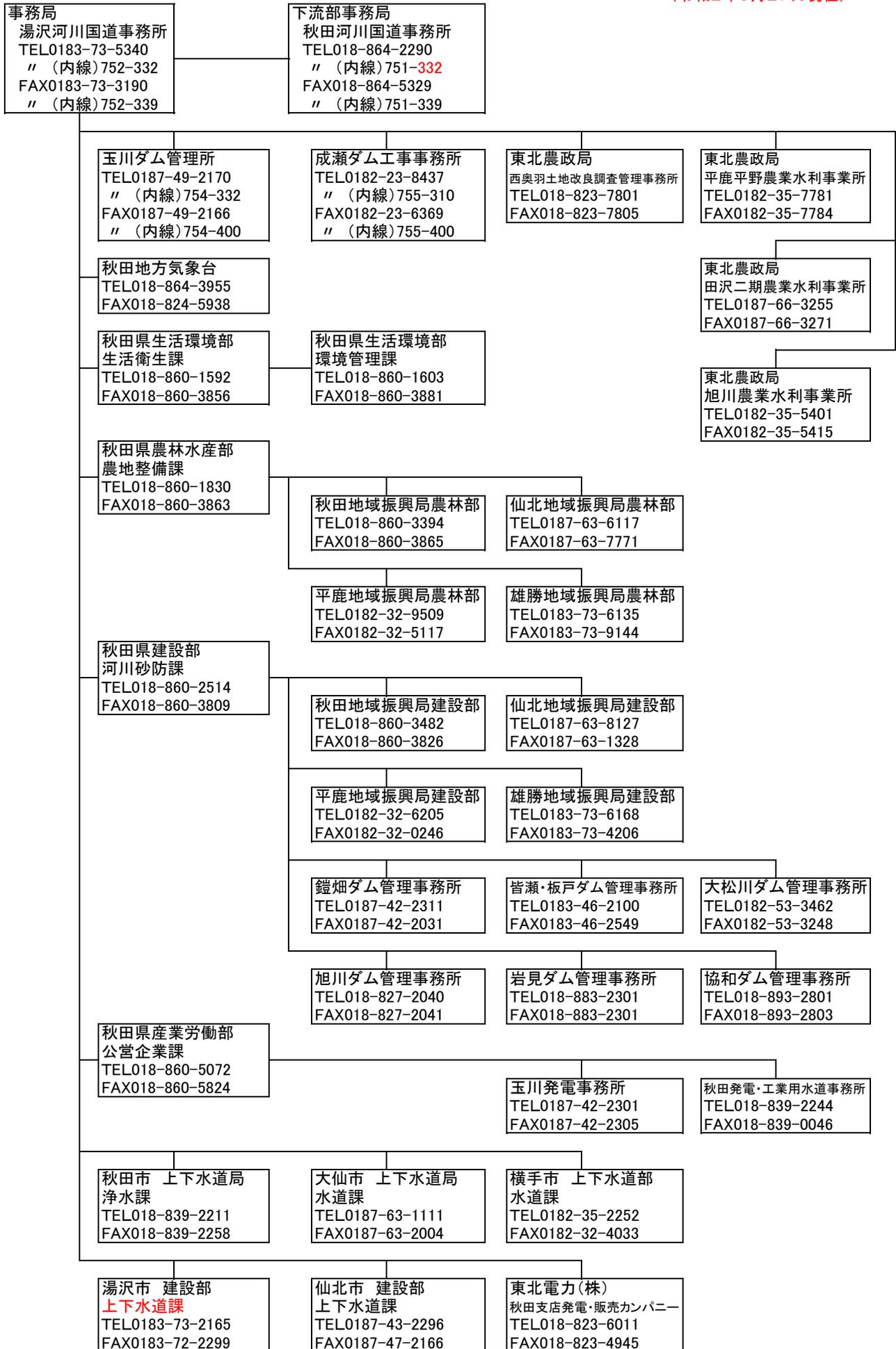
雄物川水系湯水情報連絡会 役員名簿

役員等	機 関 名	役 職	上流 部会	下流 部会
会 長	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長	△	△
副会長	秋田県 建設部 河川砂防課	河川砂防課長	○	○
部会長	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長		○
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長	○	
委 員	東北地方整備局 玉川ダム管理所	管理所長	○	○
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	副所長		○
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	副所長	○	
〃	東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	副所長	○	
〃	秋田地方气象台	防災管理官	○	○
〃	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	企画課長	○	○
〃	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	調査設計課長	○	
〃	東北農政局 田沢二期農業水利事業所	工事第一課長	○	
〃	東北農政局 旭川農業水利事業所	工事第一課長	○	
〃	秋田県 生活環境部 環境管理課	環境管理課長	○	○
〃	秋田県 生活環境部 生活衛生課	生活衛生課長	○	○
〃	秋田県 農林水産部 農地整備課	農地整備課長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 公営企業課	公営企業課長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 玉川発電事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 秋田発電・工業用水道事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 秋田地域振興局 農林部	農林部長		○
〃	秋田県 仙北地域振興局 農林部	農林部長	○	○
〃	秋田県 平鹿地域振興局 農林部	農林部長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 農林部	農林部長	○	
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部	建設部長		○
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部保全・環境課(兼)旭川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長		○
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部保全・環境課 岩見ダム管理事務所	事務所長		○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部	建設部長	○	○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部保全・環境課 鎧畑ダム管理事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部保全・環境課(兼)協和ダム管理事務所	課長(兼)事務所長	○	○
〃	秋田県 平鹿地域振興局 建設部	建設部長	○	
〃	秋田県 平鹿地域振興局 建設部保全・環境課(兼)大松川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 建設部	建設部長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 建設部保全・環境課 皆瀬・板戸ダム管理事務所	事務所長	○	
〃	秋田市 上下水道局 浄水課	浄水課長		○
〃	大仙市 上下水道局 水道課	水道課長	○	
〃	横手市 上下水道部 水道課	水道課長	○	
〃	湯沢市 建設部 上下水道課	上下水道課長	○	
〃	仙北市 建設部 上下水道課	上下水道課長	○	
〃	東北電力(株)秋田支店 発電・販売カンパニー	立地用地部長	○	○
事務局	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課	○	
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課	○	
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課		○
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	河川管理課		○

※ 赤字は本年度修正箇所

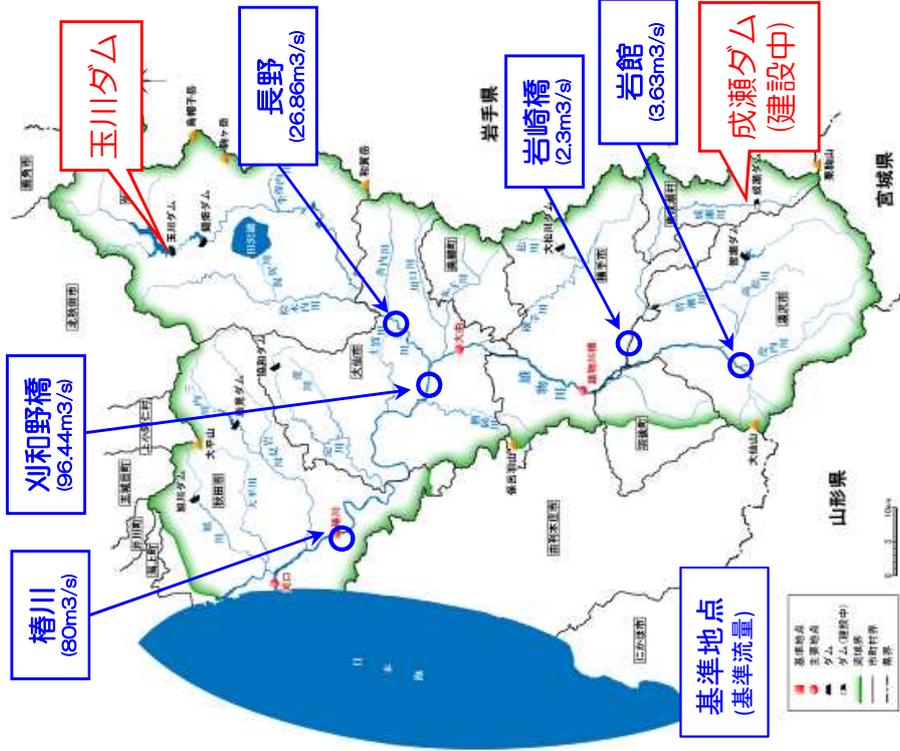
雄物川水系治水情報連絡図

(令和2年5月27日現在)



令和元年 雄物川水系渇水 概要

渇水の判断基準となる地点と流量



渇水対応に係る会議開催、体制設置の状況

月 日	会議・体制
令和元年5月31日	第1回 雄物川水系渇水情報連絡会 (定例会)
令和元年7月30日	第2回 雄物川水系渇水情報連絡会 (臨時会)
令和元年7月27日	玉川水系ダム群及び田沢湖の運用管理ルール (案) [レベル1]へ移行
令和元年8月2日	雄物川水系渇水対策支部 (注意体制) 設置 (10,000)
令和元年8月4日	玉川水系ダム群及び田沢湖の運用管理ルール (案) [レベル2]へ移行
令和元年8月7日	第3回 雄物川水系渇水情報連絡会 (臨時会)
令和元年8月7日	第1回 田沢湖運用会議開催
令和元年8月8日	雄物川水系渇水対策支部 (警戒体制) 移行 (10,000)
令和元年8月4日	玉川水系ダム群及び田沢湖の運用管理ルール (案) [レベル3]へ移行
令和元年8月20日	第4回 雄物川水系渇水情報連絡会 (臨時会)
令和元年8月30日	玉川水系ダム群及び田沢湖の運用管理ルール (案) [レベル2]へ移行
令和元年9月11日	雄物川水系渇水対策支部 (警戒体制) 解除 (10,000)

※ 渇水情報連絡会：利水者及び河川管理者による情報交換や渇水調整を行う会議
 ※ 田沢湖運用会議：田沢湖最低水位以下の活用について玉川水系ダム群の関除者、河川管理者、地元自治体による情報交換や調整を行う会議

◎ 7月の降水量が平年の3～5割程度と少なかったことから、河川流量が減少し、基準流量を割り込みました。

※ 基準流量：樺川は正常流量、4箇所（岩館、岩崎橋、長野、刈和野橋）は過去5ヶ年平均渇水流量
 ◎ 玉川ダムを主とした玉川水系ダム群では、貯水位の低下が著しく田沢湖の最低水位以下の活用により、用水の確保及び樺川地点での流水の正常な機能維持のための補給を行い大きな被害も無く効果をあげました。

※ 玉川ダムを主とした玉川水系ダム群：玉川ダム、鑑畑ダム、田沢湖、夏瀬ダム、神代ダム
 ◎ 渇水被害を軽減するため各利水者（かんがい、水道など）が番水や節水の呼びかけなどの対応を行いました。

【渇水への対応・河川の状況確認】

- ◆ かんがいの取水では、雄物川上流部では許可取水量に対して約3割程度の取水にとどまる箇所もあり、湯沢市湯沢地区では7月23日から8月16日までの24日間の番水制を実施（計4地区で番水制を実施）。
- ◆ 各土地改良区では、各農家に対して節水の呼びかけを実施。
- ◆ 上水道では、大仙市3地区（南外、大沢郷、刈和野）の簡易水道で取水停止などの措置がとられました。給水車により配水池へ浄水補給を実施（6回取水停止、1回配水池へ浄水補給）。
- ◆ 各水道管理者は、市広報などで節水の呼びかけを実施。
- ◆ 河川状況は、毎日の巡視により確認し、瀬切れ、魚類のへい死などの異常は確認されませんでした。

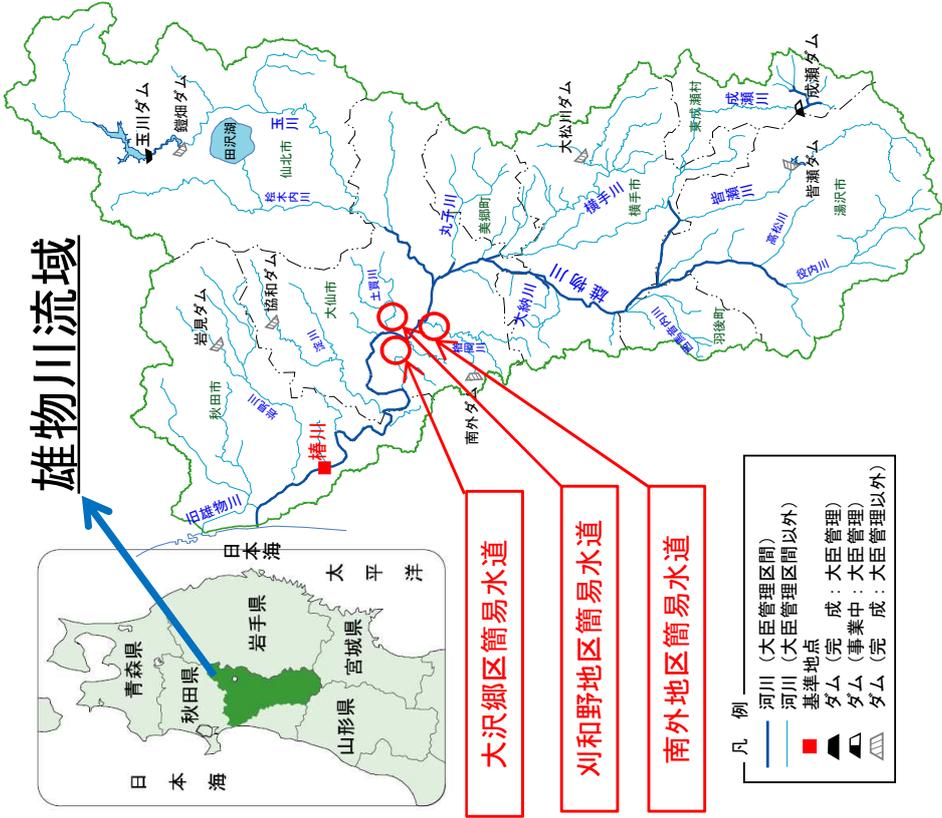


令和元年度 第4回 雄物川水系渇水情報連絡会

渇水情報連絡会開催状況

雄物川水系の渇水対応状況【水道(大仙市簡易水道(南外、大沢郷、刈和野地区))】

雄物川流域



- 大沢郷区簡易水道
- 刈和野地区簡易水道
- 南外地区簡易水道

凡例
 河川(大臣管理区間)
 河川(大臣管理区間以外)
 基準地点
 ダム(完 成：大臣管理)
 ダム(事業中：大臣管理)
 ダム(完 成：大臣管理以外)

● 大仙市の南外地区、大沢郷地区、刈和野地区の各簡易水道は、現在建設中の成瀬ダムに水源とする計画で事業が進められ、現在は暫定豊水水利権による取水が行われている(樺川地点 80m³/sが確保されていることが条件)。

大仙市3地区の水利権の状況

地区名	計画取水量	暫定豊水水利権量
南外地区	1,495m ³ /日	1,326m ³ /日 (0.01535m ³ /s)
大沢郷地区	800m ³ /日	800m ³ /s日 (0.00926m ³ /s)
刈和野地区	700 m ³ /日	590m ³ /日 (0.00684m ³ /s)
合計	2,995m ³ /日	2,716m ³ /日(0.03145m ³ /s)

- 玉川水系ダム群からの補給により、樺川地点では正常流量80m³/sが概ね確保される状況であったが、**急激な流況の悪化や玉川水系ダム群の貯水位低下による補給量の減少などの影響により、6回の取水停止**がともなった。
- 玉川水系ダム群からの補給量の減少により、大仙市上水道の既得水利権量内で南外、大沢郷、刈和野地区簡易水道の取水を可能とする緊急的な措置について、連絡会構成機関の同意を得て対応した結果、断水等の大きな被害は発生しなかった。

渇水対応状況

年月日	対応内容
令和元年7月11日	大仙市3地区(南外、大沢郷、刈和野)の簡易水道取水停止 ・取水停止期間：7/11 18:30～21:00 (2時間30分)
令和元年7月16日	大仙市3地区(南外、大沢郷、刈和野)の簡易水道取水停止 ・取水停止期間：7/16 11:00～7/17 23:30 (36時間30分) ・南外、大沢郷地区は大仙市上水道の浄水を給水車で配水池に補給 ・広報車による節水の呼びかけを実施
令和元年7月25日	大仙市3地区(南外、大沢郷、刈和野)の簡易水道取水停止 ・取水停止期間：7/25 17:30～7/26 0:30 (7時間)
令和元年7月26日	大仙市3地区(南外、大沢郷、刈和野)の簡易水道取水停止 ・取水停止期間：7/26 8:30～17:00 (8時間30分)
令和元年8月1日	大仙市3地区(南外、大沢郷、刈和野)の簡易水道取水停止 ・取水停止期間：8/1 15:00～19:00 (4時間)
令和元年8月7日	第3回雄物川水系渇水情報連絡会(臨時会)を開催。渇水対応を協議 ・大仙市より南外、大沢郷、刈和野地区簡易水道の取水に関する緊急的な措置の要請あり ・大仙市上水道の既得水利権量内で南外、大沢郷、刈和野地区簡易水道の取水を可能とする緊急的な措置について、連絡会構成機関の同意を得た。
令和元年8月8日	大仙市3地区(南外、大沢郷、刈和野)の簡易水道取水停止 ・取水停止期間：8/11 11:00～14:00 (3時間) ・樺川地点流量の回復が見込めないことから緊急的な措置に基づき取水を再開 ・緊急的な措置に基づく取水は4日間実施された(8/8,8/9,8/15,8/16)



南外地区配水池への補給状況 R1.7.17

節水のお願い

2019年8月9日

節水にご協力ください

上水道及び簡易水道をご利用の皆様には、平素より大仙市水道事業につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

今年の猛暑、降水不足により、大仙市水道事業の水源としている河川水位が著しく低下しております。

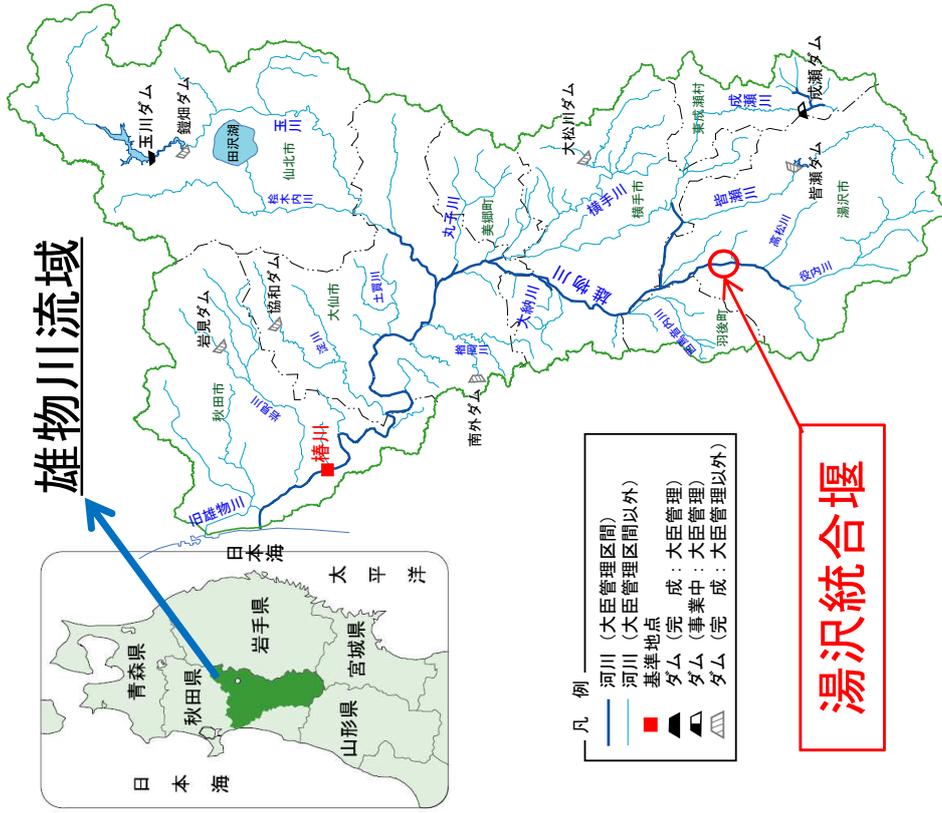
今後とも続く猛暑の中、水道使用量が日々増加しており、深刻な水不足が心配されます。

上水道及び簡易水道をご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、「節水」にご理解とご協力をお願いいたします。

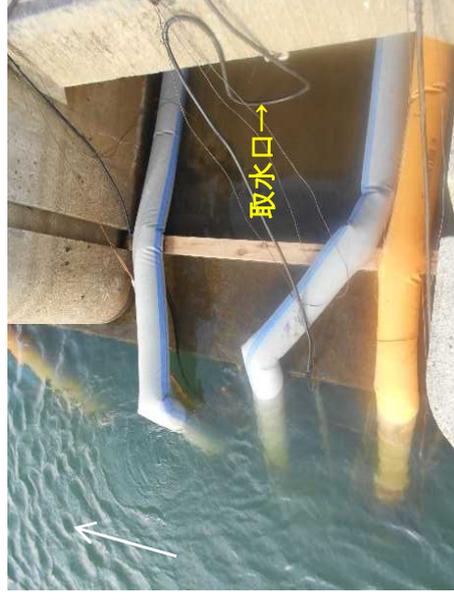
大仙市HPで節水を呼びかけ R1.8.9

雄物川水系の渇水対応状況 【かんがい(湯沢統合堰)】

- 雄物川上流部は、利水補給施設が無いいため夏期に流況が悪化する。
- 湯沢統合堰は、かんがい面積A=690ha 取水量(普通期) Q=2.095m³/sの取水施設であるが、流況の悪化により取水位が低下し取水できない状態となったことから、緊急的な措置として水中ポンプにより用水を確保した。



渇水状況(湯沢統合堰 R1.8.6)



緊急的な措置状況(水中ポンプによる用水確保)

渇水対応状況

年月日	対応内容
令和元年7月24日	湯沢統合堰で番水を実施 (地区内を4ブロックに分けて番水)
令和元年8月5日	湯沢統合堰上流の取水位低下により取水困難になったことから緊急的な措置を実施 (水中ポンプ6台により用水確保)
令和元年8月16日	降雨による水位上昇があり、番水及び緊急的な措置を解除 番水 水：7/24~8/16(24日間) 緊急的な措置：8/5~8/16(12日間)

雄物川水系主要観測地点の河川流況

■ 水位観測所地点での正常流量及び過去5ヶ年平均濁水流量(H26~H30)

観測所名	河川名	H26	H27	H28	H29	H30	正常流量 (m ³ /s)	過去5ヶ年平均濁水流量 (H26~H30)
岩館	雄物川	3.66	2.17	2.69	5.43	欠測		3.49
雄物川橋	雄物川	12.11	5.2	8.32	17.06	6.34		9.81
大曲橋	雄物川	25.56	欠測	21.93	37.33	21.72		26.64
神宮寺	雄物川	82.89	84.36	90.2	113.02	88.4		91.77
刈和野橋	雄物川	89.22	82.09	88.97	116.58	93.44		94.06
椿川	雄物川	81.39	84.11	85.41	105.12	85.83	80.00	88.37
長野	玉川	23.98	29.94	29.32	28.86	24.8		27.38
岩崎橋	皆瀬川	0.24	0.22	欠測	欠測	欠測	(2.80)	0.23
安養寺	成瀬川	4.34	4.43	4.23	5.96	4.28		4.65

※青色網掛は秋田・湯沢河川国道事務所濁水対策支部運営要領に定める基準地点

【体制基準(注意体制)】

注意体制の基準流量は、当分の間、椿川で80m³/s(正常流量)、他の4地点は、整備局濁水対策細則に定める「河川の正常流量が定まっていない河川の場合」(最近5ヶ年平均濁水流量を一週間程度下回り、早期回復が見込まれない)を適用する。

玉川ダムにおいて、確保相当の水位を1週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合も注意体制に入る。

【体制基準(警戒体制)】

取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。

貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずるおそれがある場合。

■ 各観測所における9時現在の流量

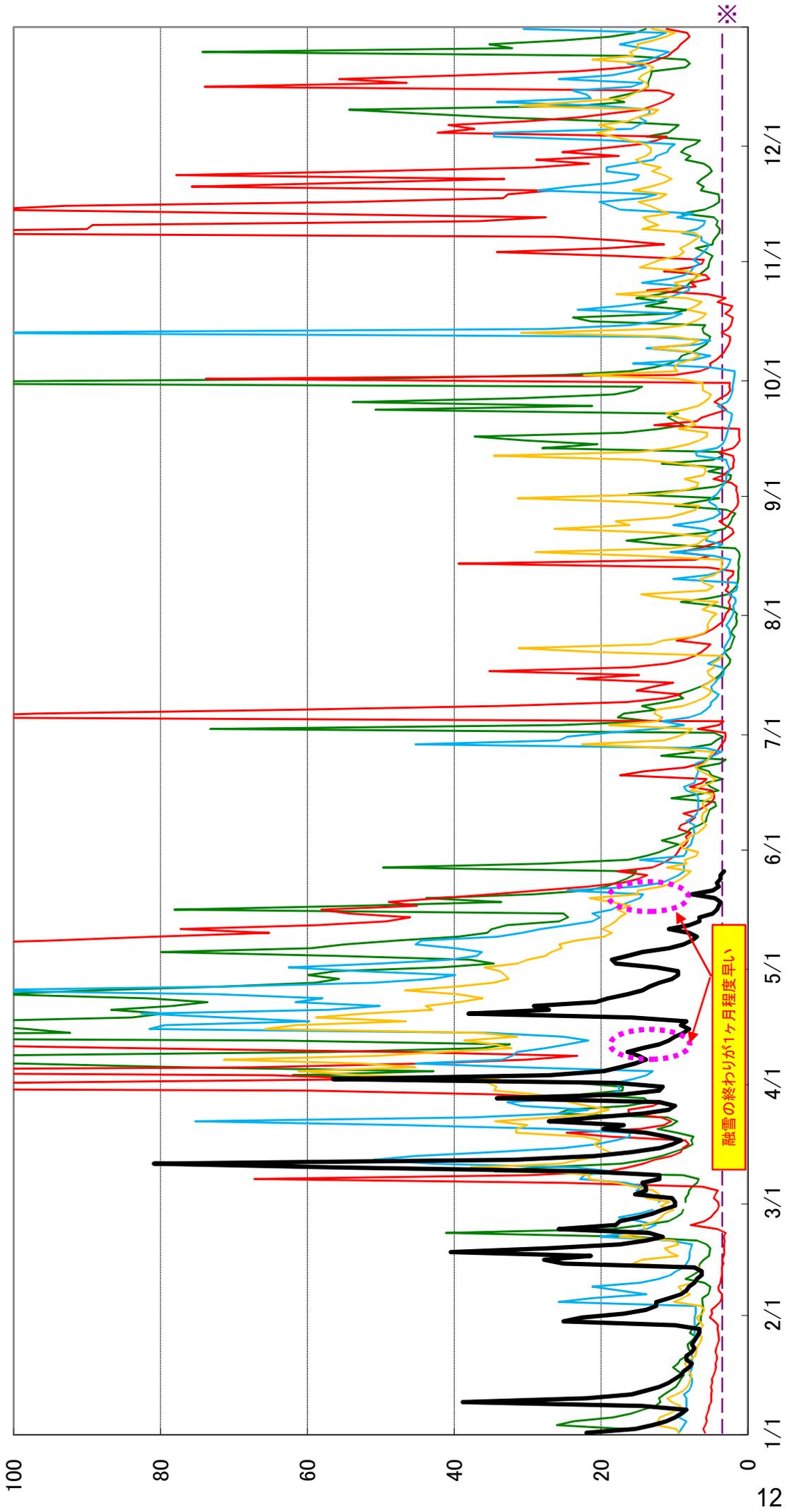
観測所	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27
岩館	7.63	6.60	8.73	5.06	4.23	3.97	3.71	3.71	10.73	5.35	3.97	3.71	3.71	3.97	3.24	3.01
雄物川橋	34.71	28.21	27.33	23.97	22.37	25.62	閉局	20.08	57.02	57.02	36.70	31.84	39.77	34.71	24.79	19.34
大曲橋	53.31	44.37	閉局	42.68	39.40	55.20	61.05	47.85	115.77	87.44	73.66	65.12	80.40	71.47	51.46	46.09
神宮寺	171.10	151.10	閉局	125.20	119.96	145.35	156.97	164.97	281.70	238.52	196.73	185.83	190.15	196.73	169.04	171.10
刈和野橋	163.85	142.97	閉局	115.15	110.27	133.96	146.66	156.09	256.63	237.36	194.60	179.92	190.35	181.98	165.82	161.89
椿川	200.56	129.42	150.10	124.49	110.28	122.07	150.10	139.57	230.84	278.69	222.37	203.22	208.61	172.31	175.19	183.99
長野	88.14	79.26	64.20	48.44	46.22	53.06	閉局	85.12	121.15	100.71	74.99	70.84	65.50	86.62	77.82	89.66
岩崎橋	閉局	閉局	2.79	3.40	1.91	2.99	4.80	2.42	13.70	10.16	8.29	5.59	6.61	8.29	4.07	3.01
安養寺	閉局	閉局	20.77	17.01	15.83	17.01	20.12	19.48	31.84	21.44	18.84	15.83	15.83	18.84	12.29	11.32

※「流量は、暫定値(速報値)」、「赤字は、過去5ヶ年平均濁水流量を下回った日」。

<岩館流量観測所>

- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (代表的な渇水年)
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)

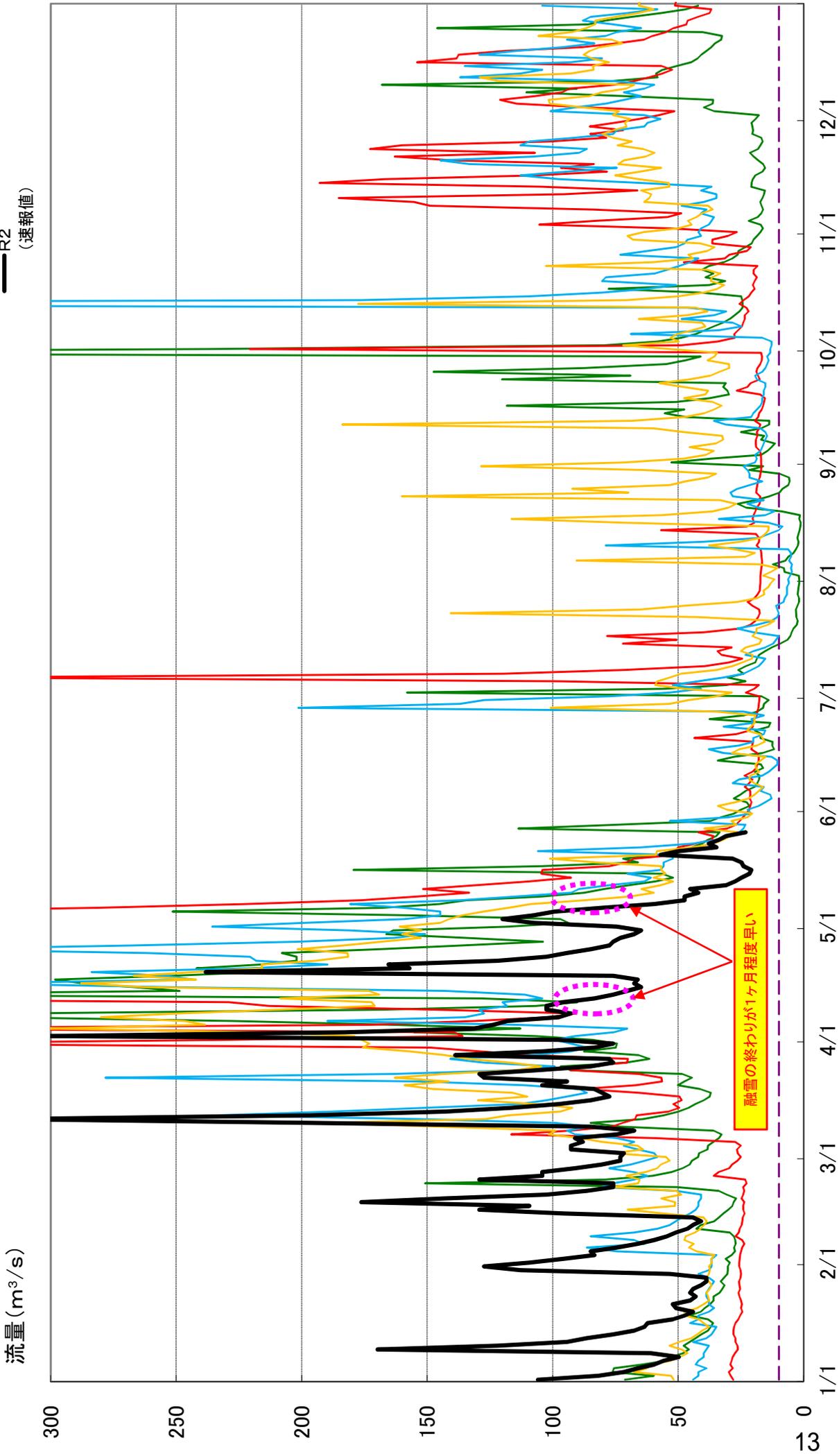
流量 (m³/s)



※5ヶ年平均渇水流量H26-H30 3.49m³/s

＜雄物川橋流量観測所＞

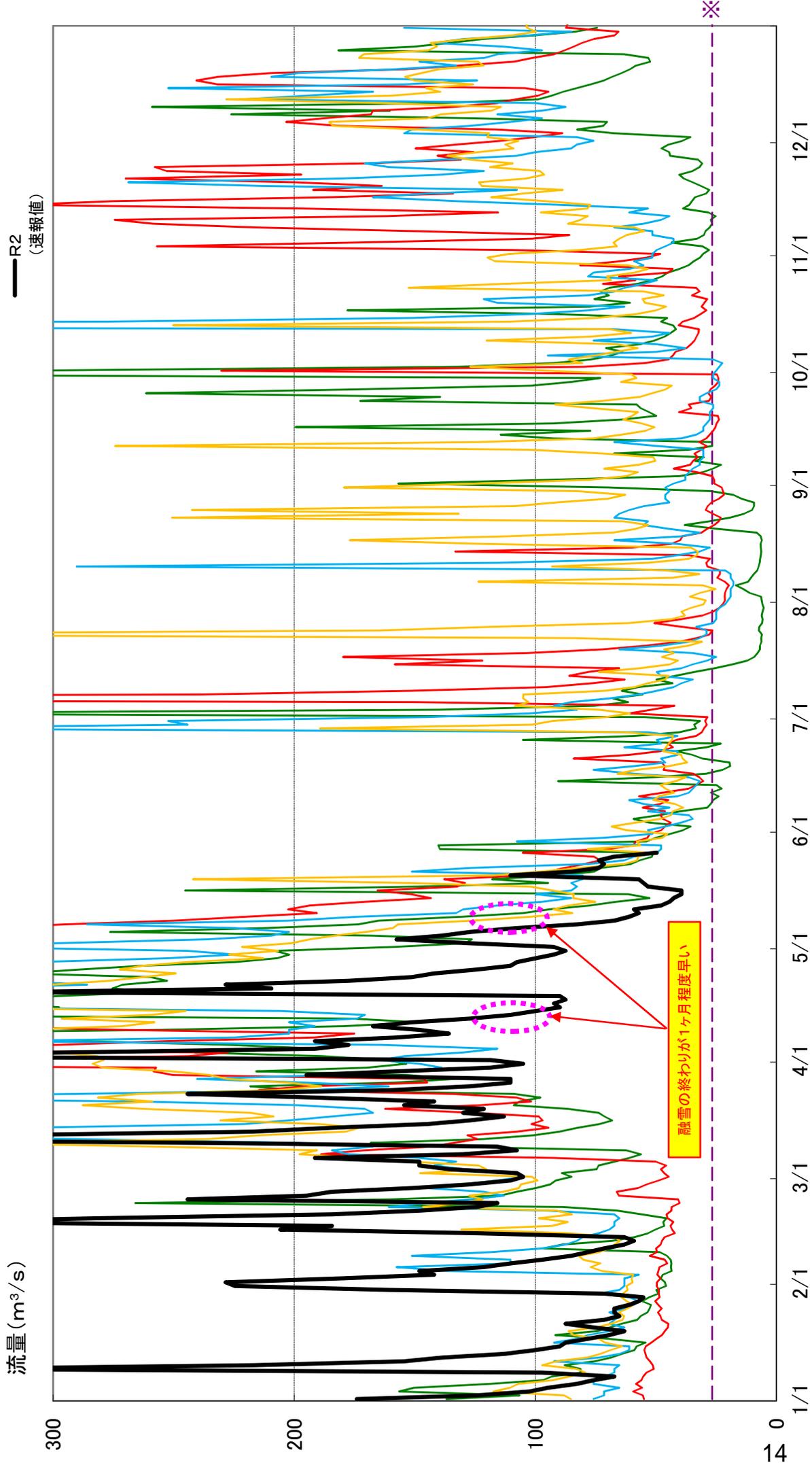
- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (代表的な渇水年)
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)



※5ヶ年平均渇水流量H26-H30
9.81m³/s

＜大曲橋流量観測所＞

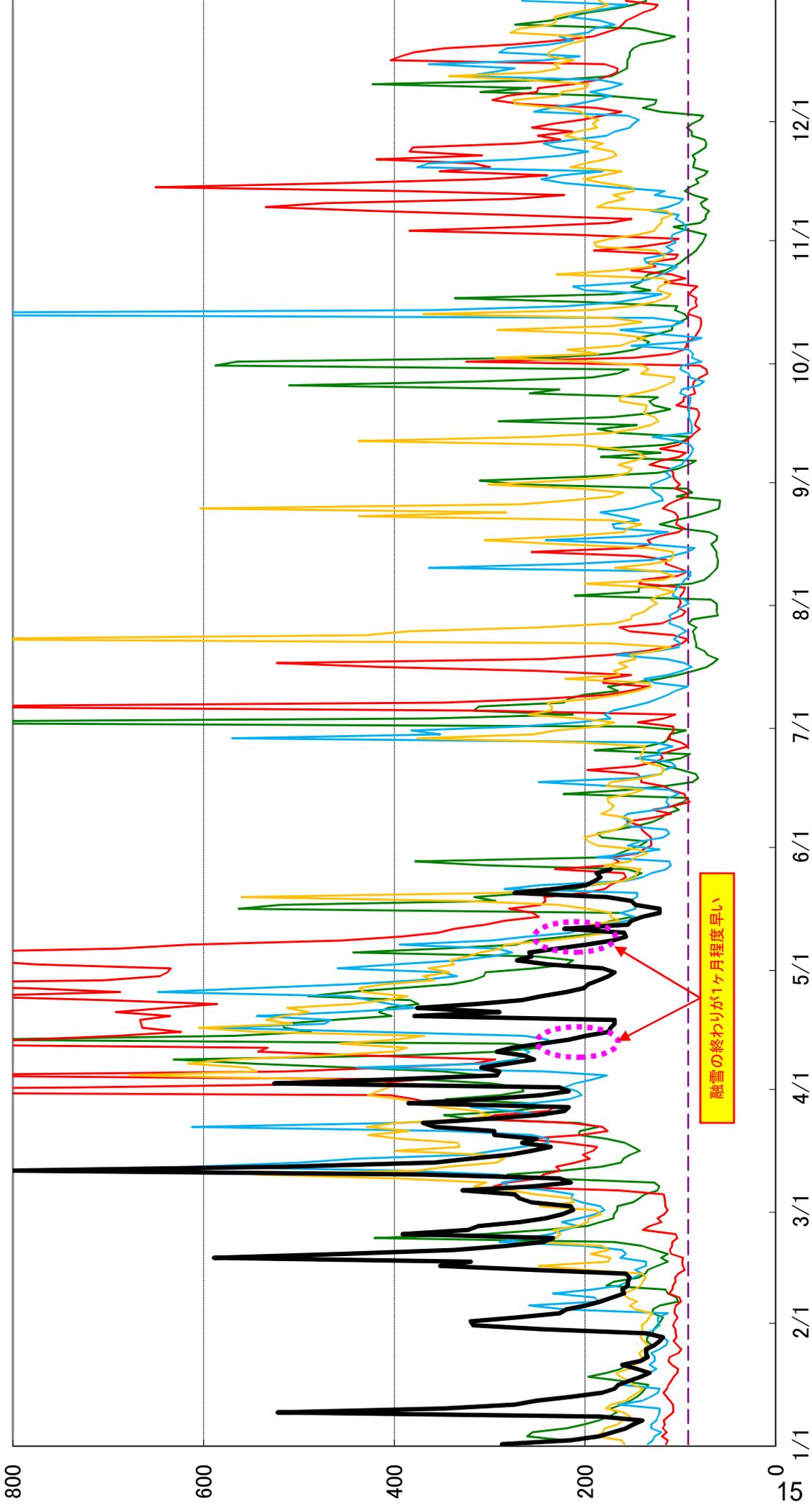
- H6 (代表的な渇水年)
- H24
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)



＜神宮寺流量観測所＞

- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (代表的な渇水年)
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)

流量 (m³/s)

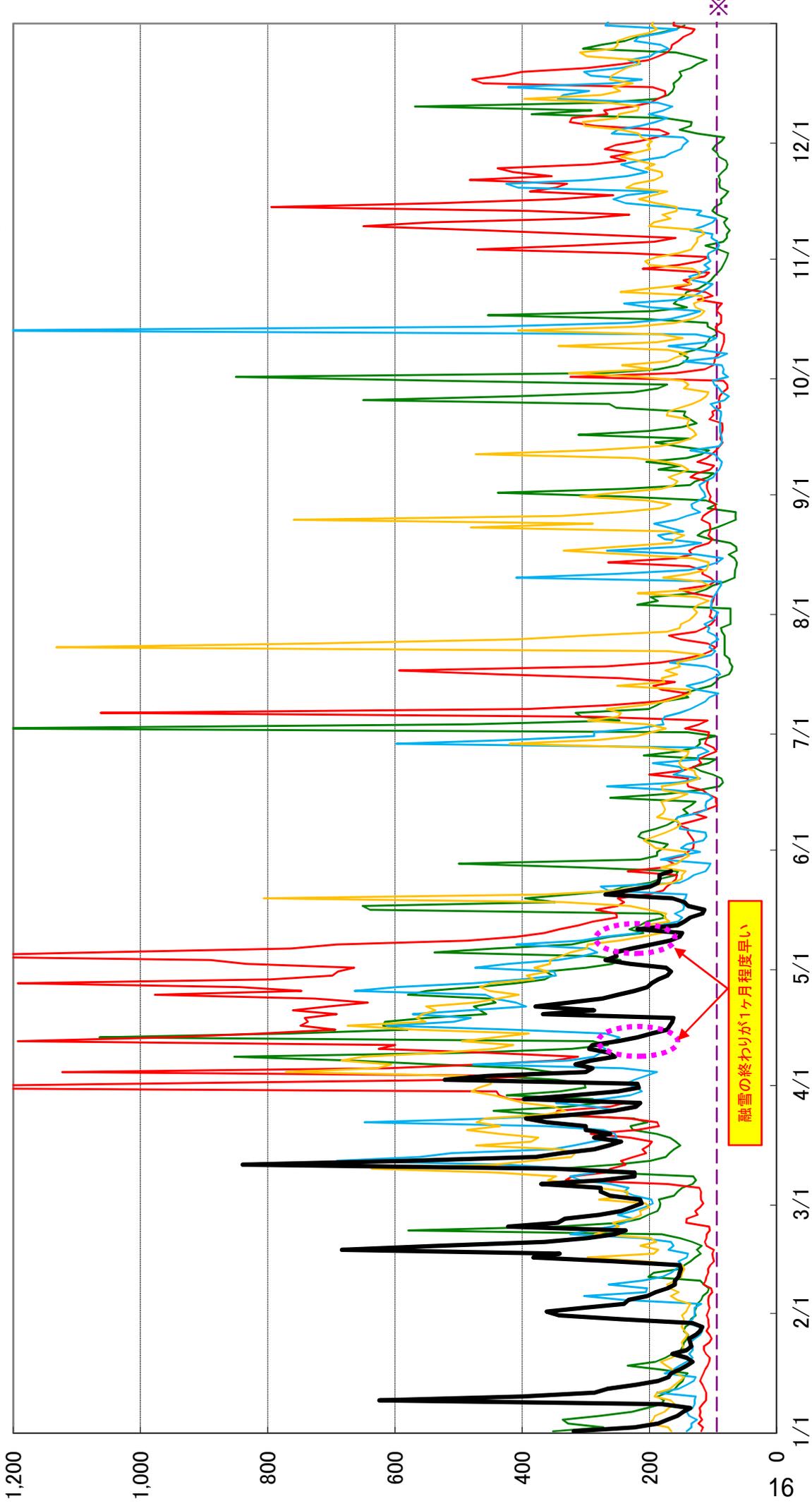


※5ヶ年平均渇水流量H26-H30 91.77m³/s

<刈和野橋流量観測所>

- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (代表的な渇水年)
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)

流量(m³/s)

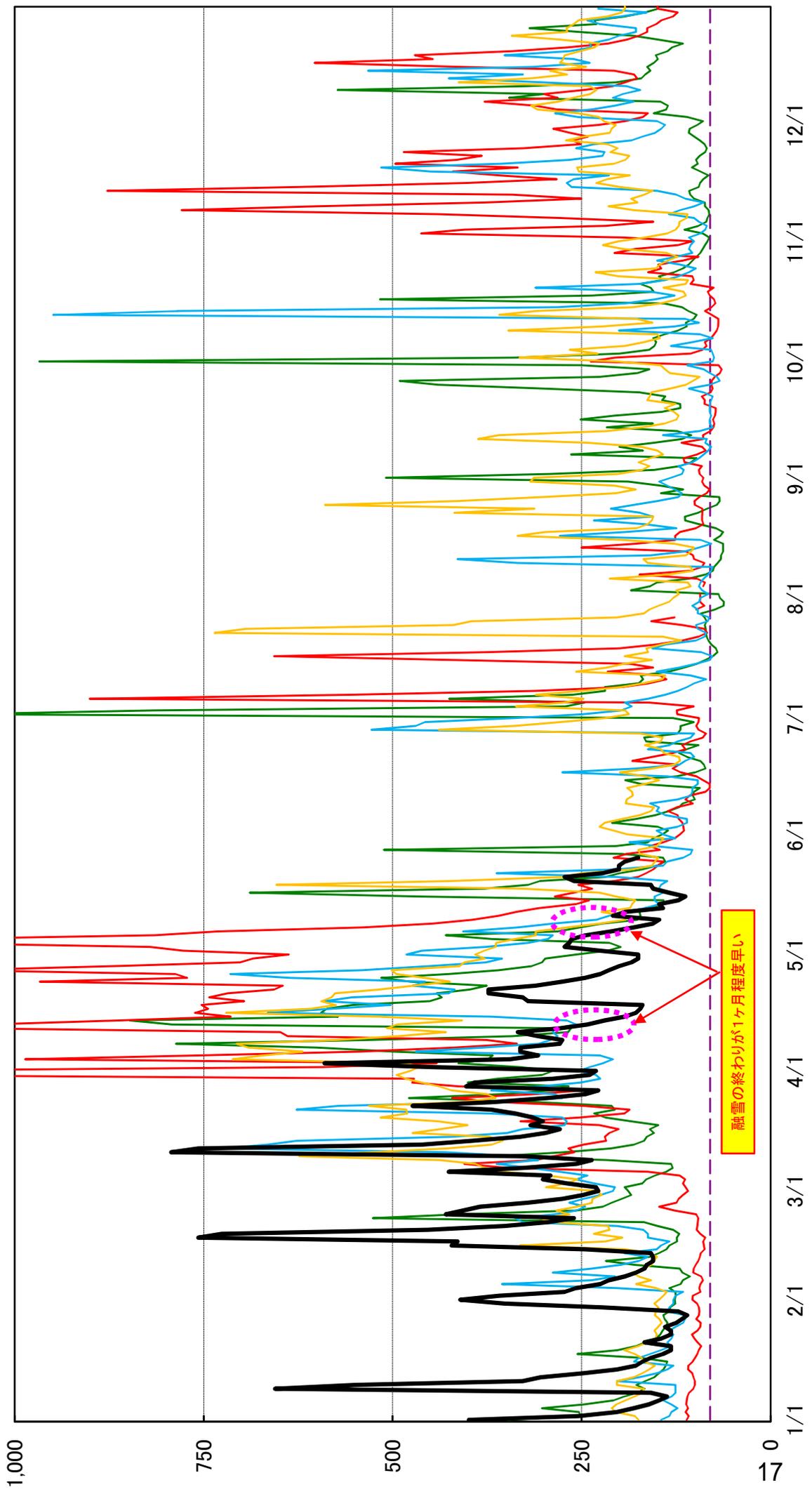


※5ヶ年平均渇水流量H26-H30 94.06m³/s

< 樺川流量観測所 >

- H6 (代表的な渇水年)
- H24
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)

流量 (m³/s)

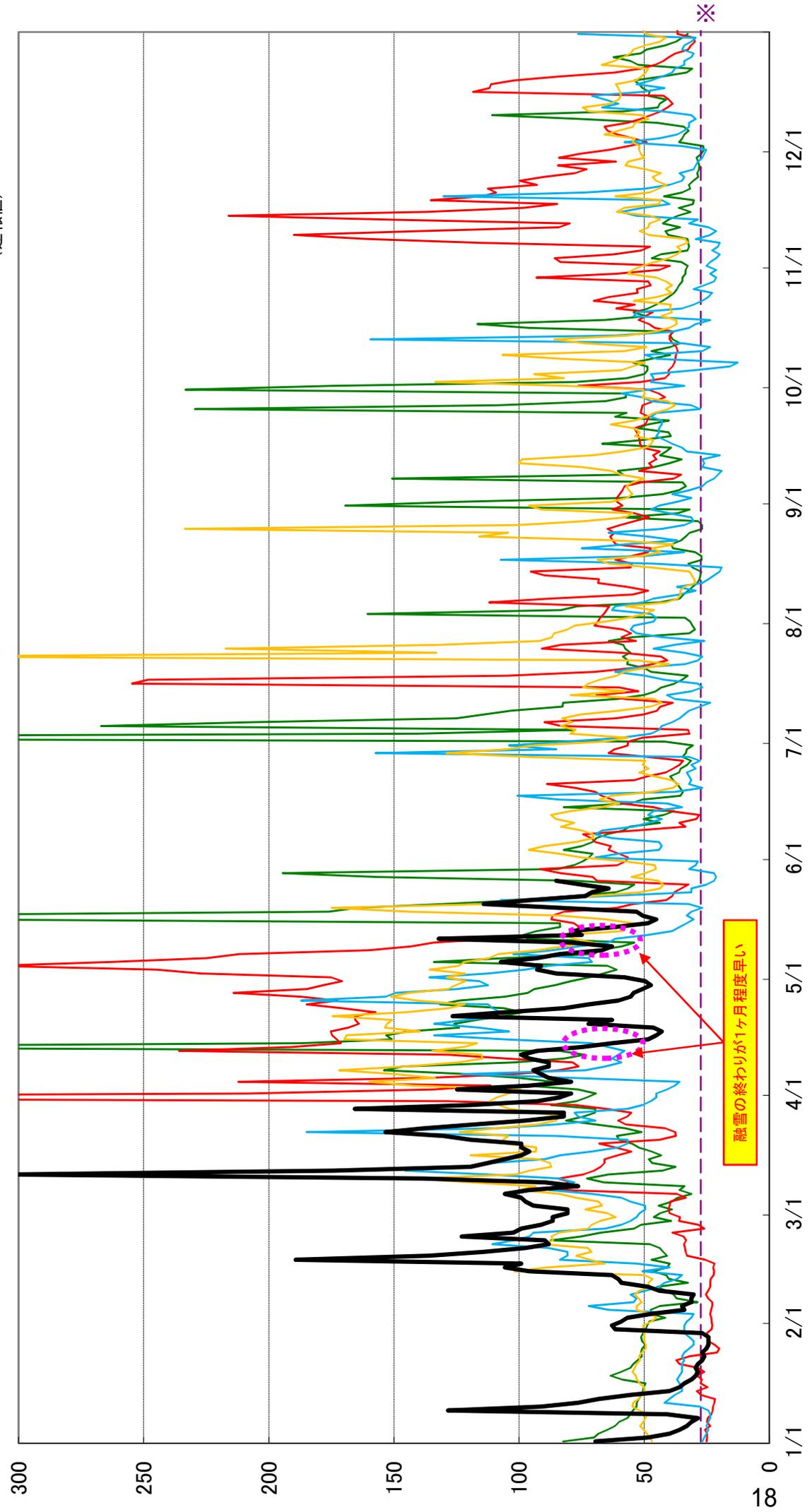


※正常流量 80m³/s

<長野流量観測所>

- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (代表的な渇水年)
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)

流量 (m³/s)

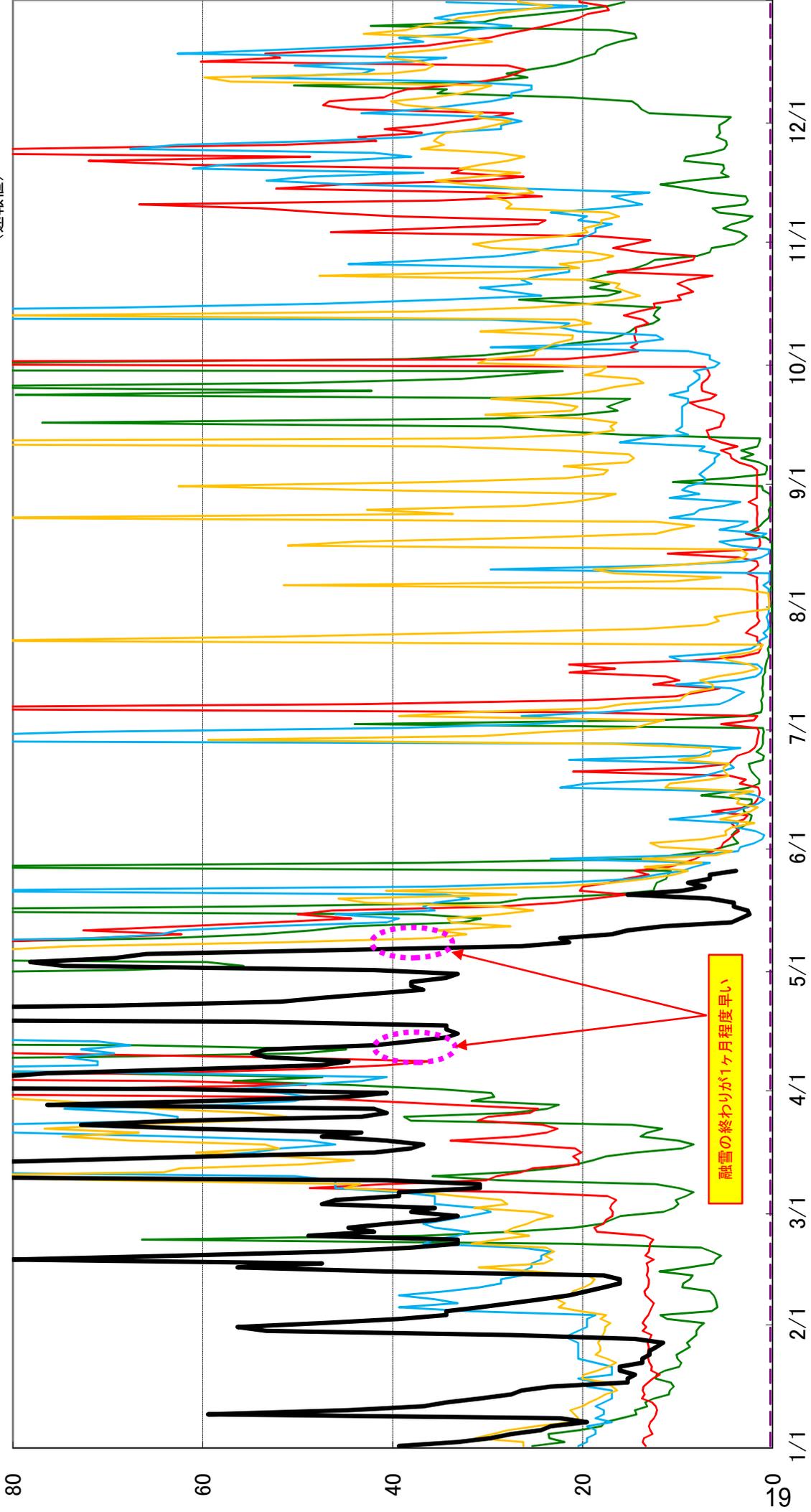


※5ヶ年平均渇水流量H26-H30 27.38m³/s

<岩崎橋流量観測所>

- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (代表的な渇水年)
- H31 (暫定値)
- H27~31 平均値
- R2 (速報値)

流量 (m³/s)

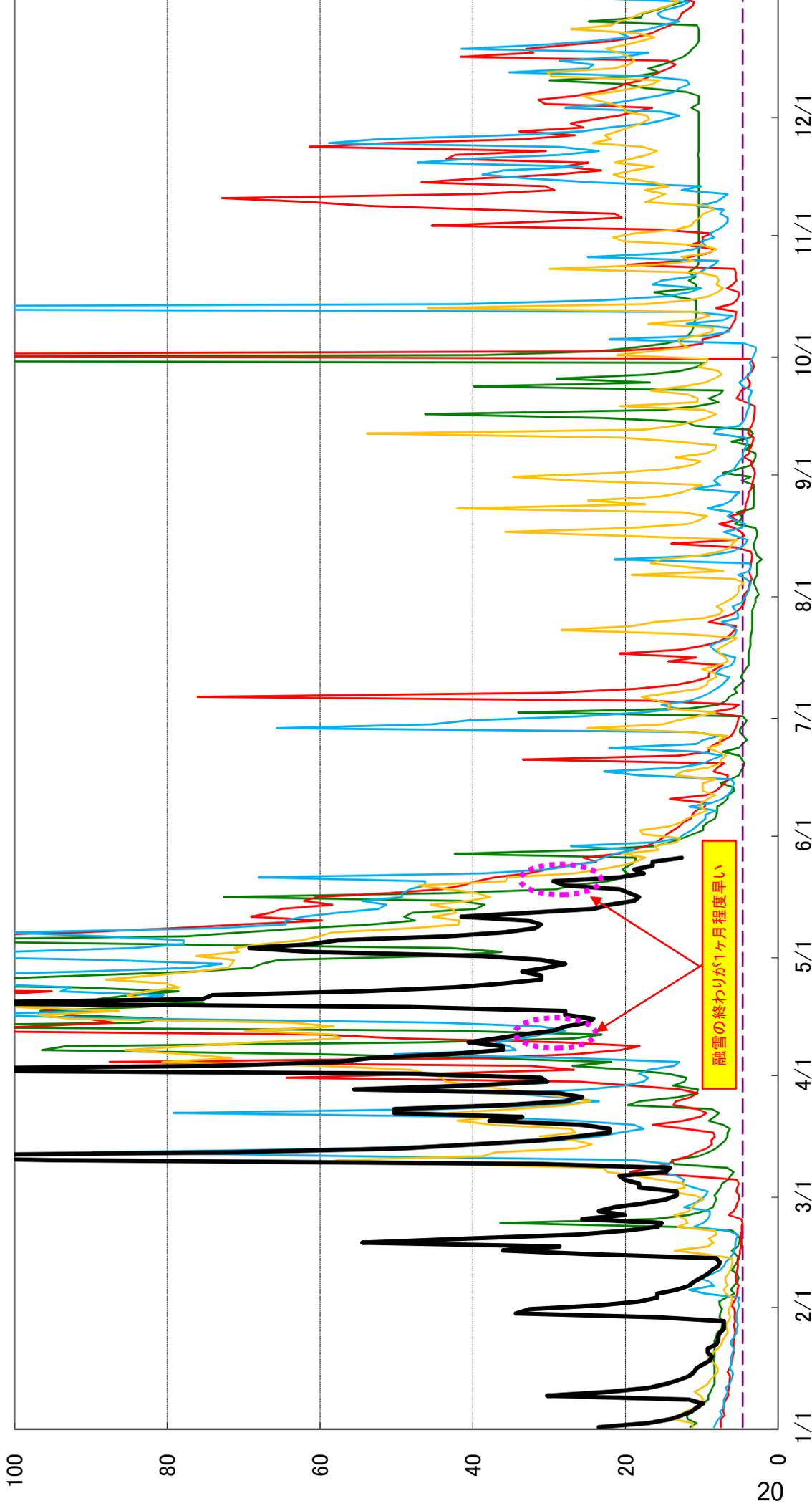


※5ヶ年平均渇水流量H26-H30
0.23m³/s

<安養寺流量観測所>

- H6 (代表的な渇水年)
- H24 (平均値)
- H31 (暫定値)
- H27~31 (平均値)
- R2 (速報値)

流量 (m³/s)



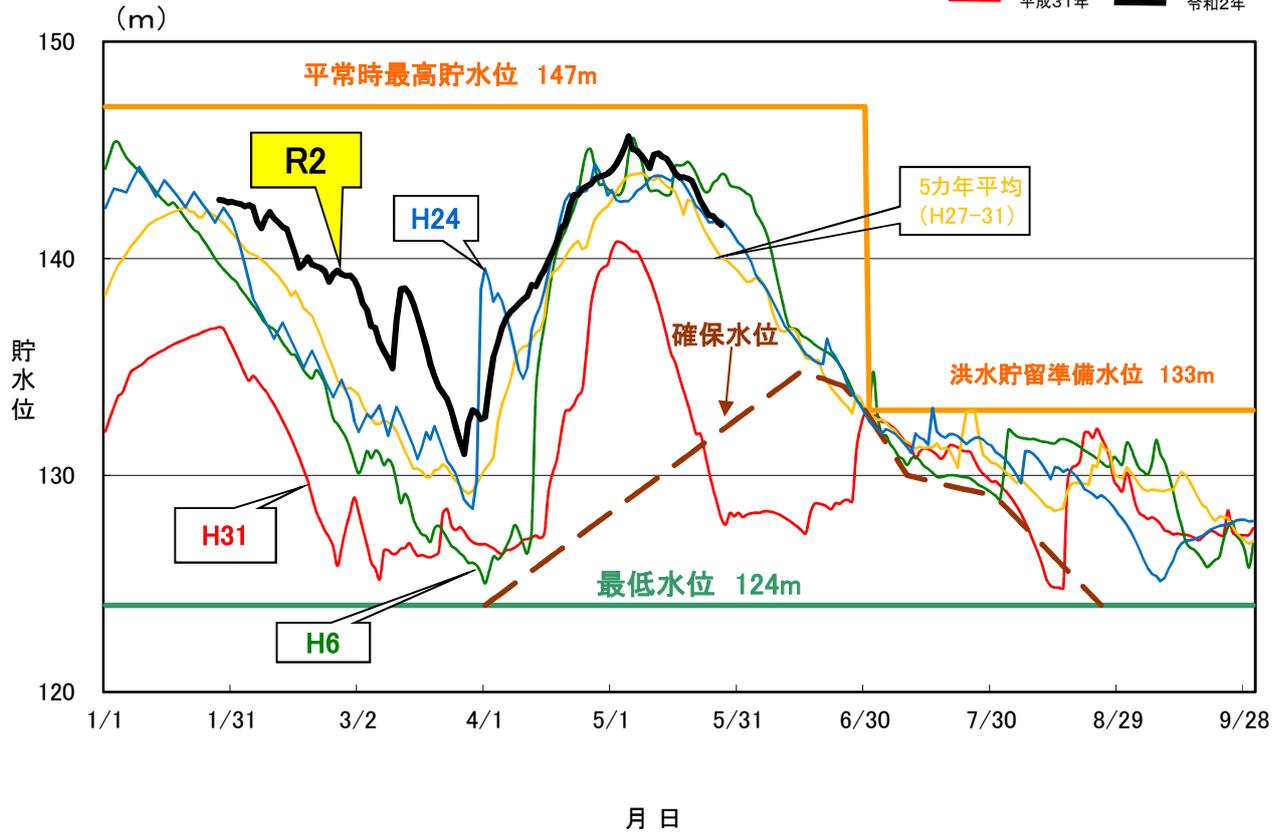
※5ヶ年平均渇水流量H26-H30
4.65m³/s

項目	容量	目的
有効貯水容量	16,000 千m ³	-
利水容量 (洪水期)	3,500 千m ³	N

岩見ダム貯水位

※ H6、H24は、代表的な渇水年

— 過去5年平均 (H27-31)
— 平成6年 — 平成24年
— 平成31年 — 令和2年

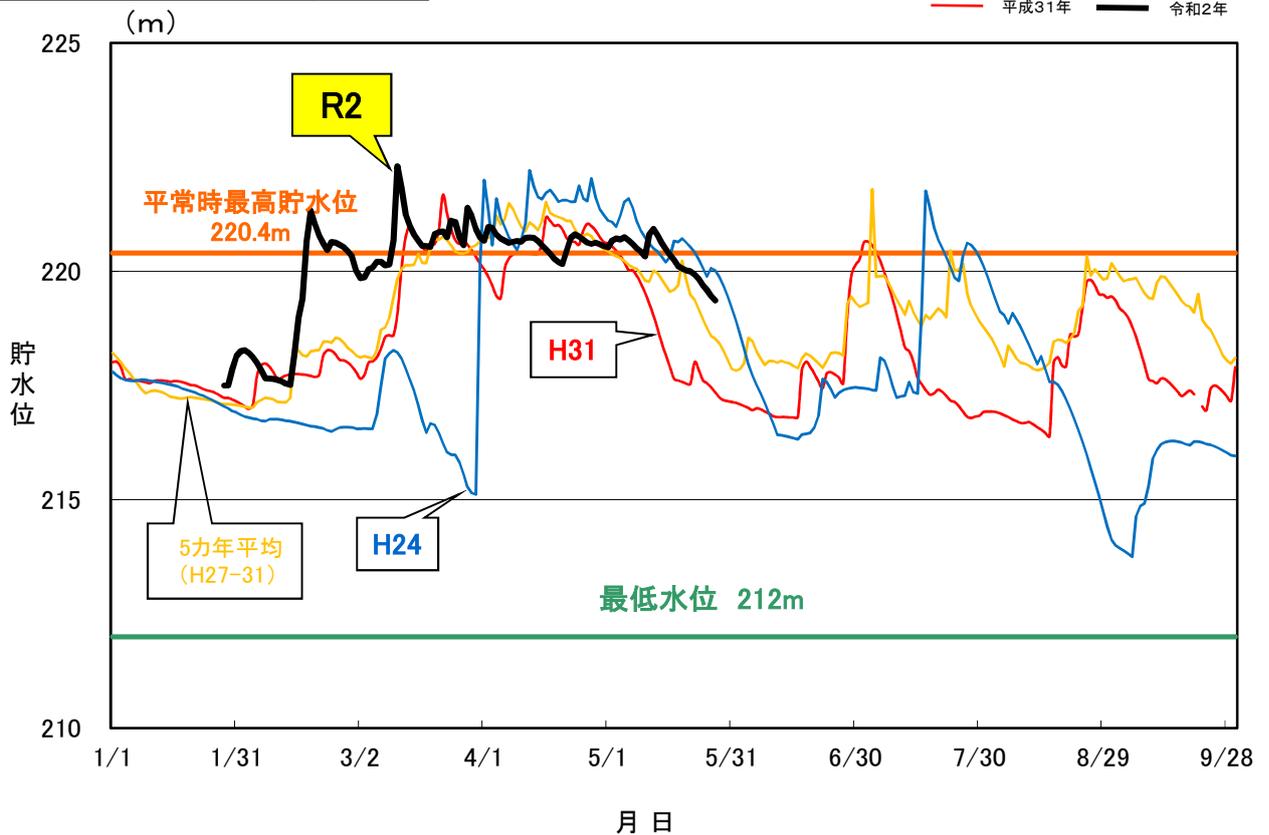


項目	容量	目的
有効貯水容量	7,050 千m ³	-
利水容量	1,550 千m ³	N・W

協和ダム貯水位

※ H24は、代表的な渇水年

— 過去5年平均 (H27-31)
— 平成24年
— 平成31年 — 令和2年

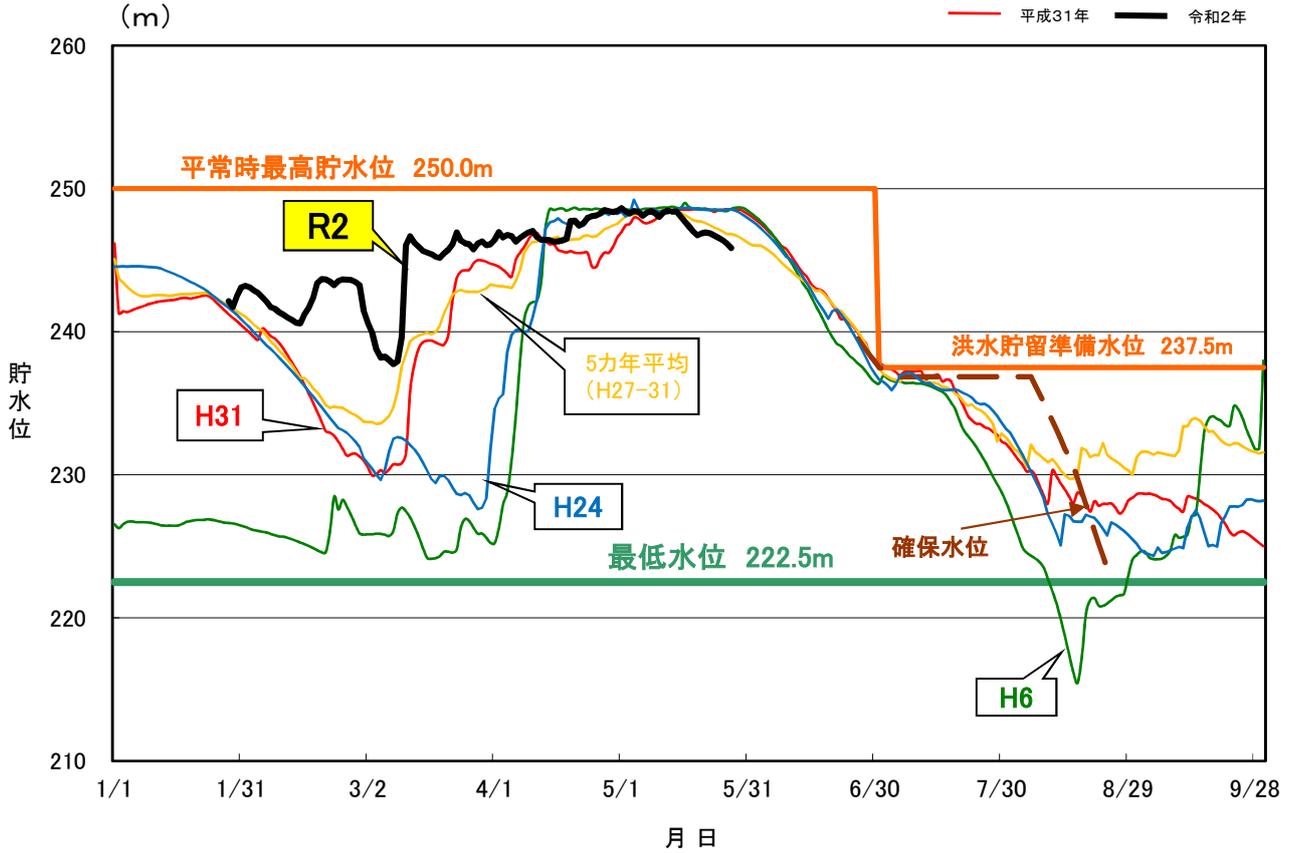


項目	容量	目的
有効貯水容量	26,300 千m ³	-
利水容量（洪水期）	10,100 千m ³	A・P

皆瀬ダム貯水位

※ H6、H24は、代表的な渇水年

過去5ヶ年平均(H27-31) 平成6年 平成24年
平成31年 令和2年

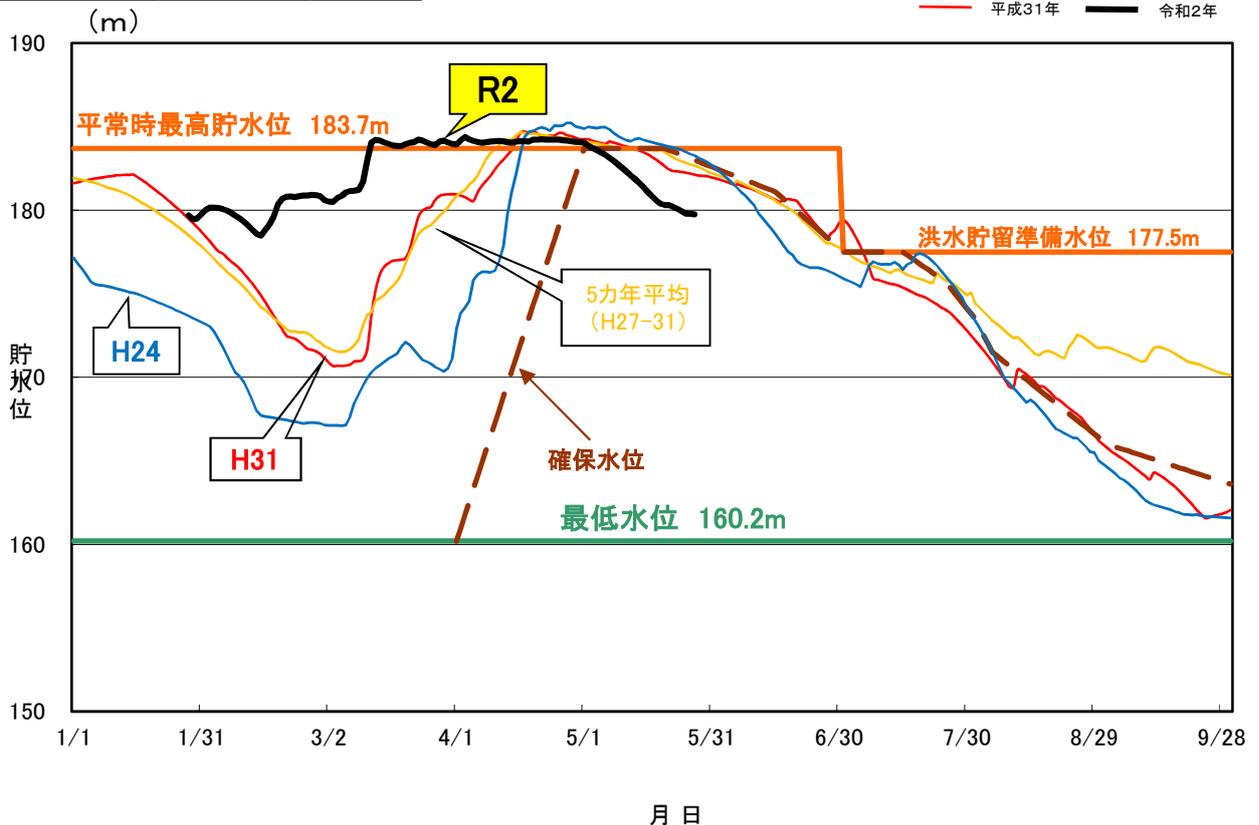


項目	容量	目的
有効貯水容量	11,000 千m ³	-
利水容量（洪水期）	4,700 千m ³	N・A・W

大松川ダム貯水位

※ H24は、代表的な渇水年

過去5ヶ年平均(H27-31) 平成24年
平成31年 令和2年

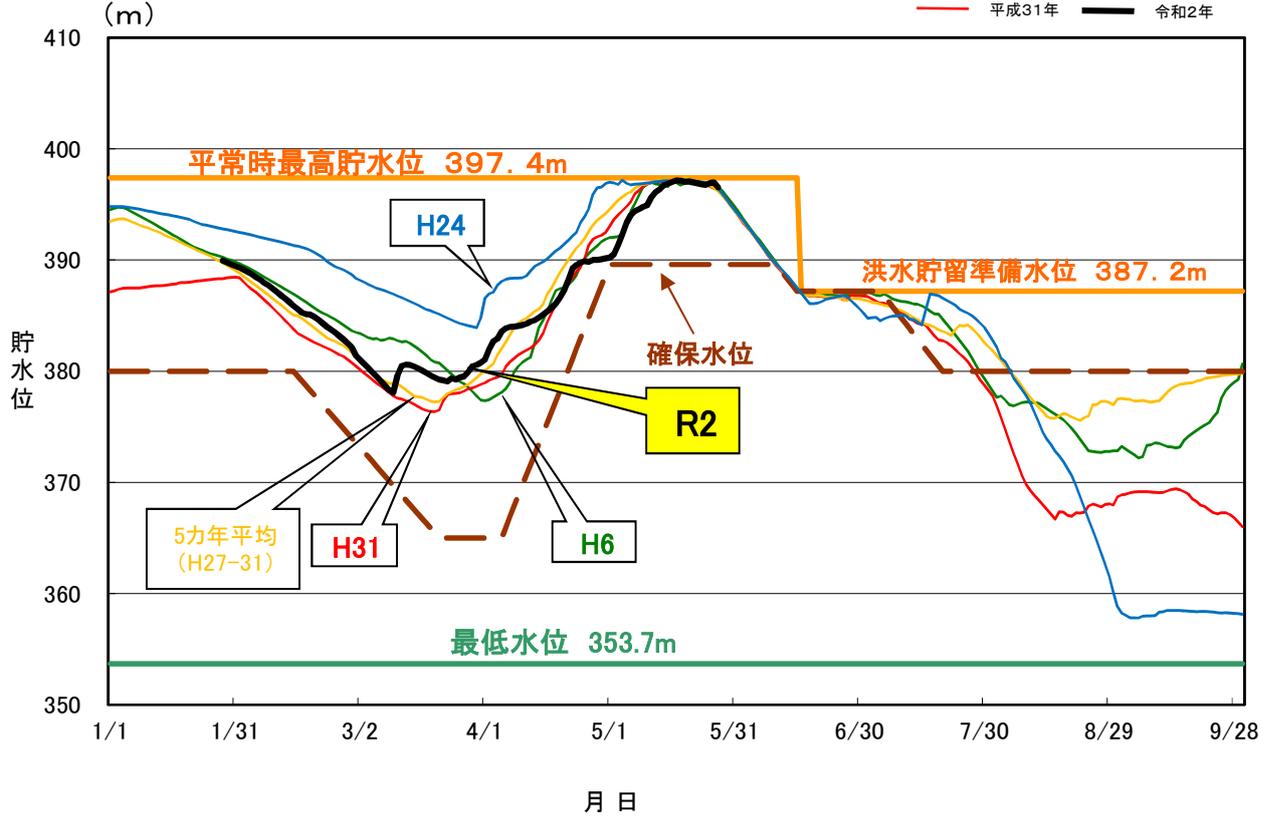


項目	容量	目的
有効貯水容量	229,000 千m ³	-
利水容量（洪水期）	122,000 千m ³	A・P

玉川ダム貯水位

※ H6、H24は、代表的な渇水年

- 過去5ヶ年平均 (H27-31)
- 平成6年
- 平成24年
- 平成31年
- 令和2年

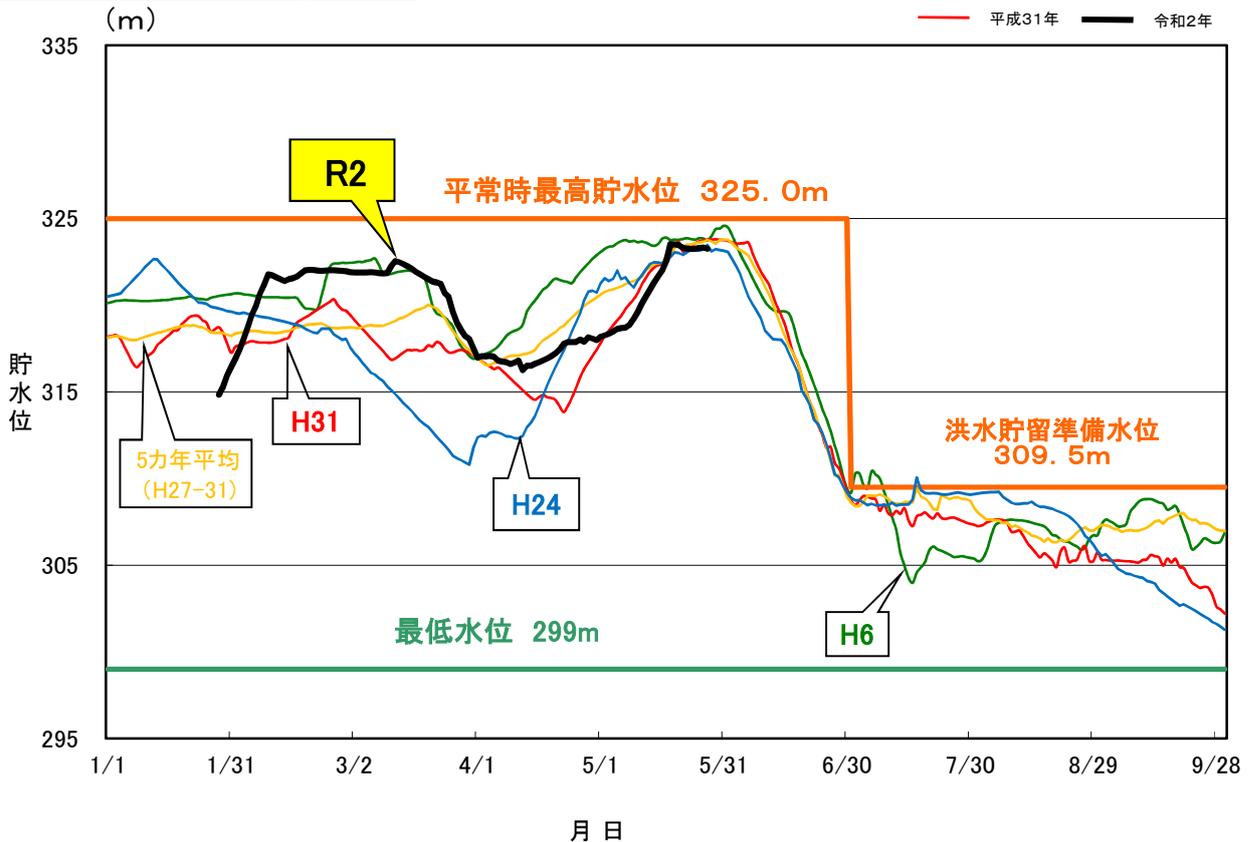


項目	容量	目的
有効貯水容量	43,000 千m ³	-
利水容量（洪水期）	11,000 千m ³	N・A・W

鎧畑ダム貯水位

※ H6、H24は、代表的な渇水年

- 過去5ヶ年平均 (H27-31)
- 平成6年
- 平成24年
- 平成31年
- 令和2年



令和2年度 雄物川水系湧水情報連絡会 【構成機関からの情報共有事項】

令和2年5月22日時点

機関名	湧水情報連絡会構成機関への情報共有事項			
	時 点	項 目	内 容	備 考
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	5月26日	雄物川の流況について	資料1を参照下さい。	
東北地方整備局 玉川ダム管理所	5月22日	玉川ダムの貯水状況等	資料3を参照下さい。	
秋田地方気象台	5月22日	気象状況について	【資料2を参照下さい】 ・冬から春にかけての気象状況 ・昨冬の雪のデータ ・3ヶ月予報	
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所			各事業所から情報提供	
東北農政局 平鹿平野農業水利事業所			秋田県平鹿地域振興局農林部でまとめて情報提供	
東北農政局 田沢二期農業水利事業所			秋田県仙北地域振興局農林部でまとめて情報提供	
東北農政局 旭川農業水利事業所	5月22日	国営旭川地区の取水状況【かんがい】	・大松川ダムとの連携と黒沢川取水口からの緊急取水により相野々ダムが例年と同様に満水位にした事で代かき用水として影響はありませんでした。	
		相野々ダムの貯水状況	・現在は、平年並みの貯水量をキープしている。 ・現在は1.0m ³ /sの放流を実施している。 （平年であれば0.5m ³ /sの放流） ・今後は相野々ダム貯水容量が200万m ³ 以下（EL=180.7m）まで下がった時は番水を実施して対応するか検討する。	相野々ダム 常時満水容量 355万m ³ (EL=187.0m)
		広報関連	・秋田県南旭川水系土地改良区の広報により節水の呼びかけ等を実施。	
秋田県 生活環境部 環境管理課		共有する情報は現時点でなし		
秋田県 生活環境部 生活衛生課		共有する情報は現時点でなし		
秋田県 農林水産部 農地整備課	5月15日	農業用ダム等の貯水状況	・5月15日時点の貯水率は平年並みであり、対前年度比では10%程度高い。 ・現状営農に支障は無いが、引き続き貯水状況及び降雨状況を注視していく。	
秋田県 産業労働部 公営企業課		共有する情報は現時点でなし		
秋田県 産業労働部 玉川発電事務所	5月20日	取水状況【発電】 (取水への影響の有無、今後の見通し等)	・管内の発電所では4～5月の流入が少なかったが、取水への影響は特になかった。 ・玉川発電所が玉川ダム利水放流副ゲート整備に伴い、こちらの点検等もあわせて9月頃に10日程、2月頃に20日程停止の予定。 ・釜淵発電所は3号発電機増設関係で停止する予定だが、まだ工事開始時期と期間が確定していない。 ・田沢湖発電所は10～11月に点検で20日程停止する他に上記の釜淵作業関係で停止する予定。 ・その他定期点検等で発電取水が停止するが、下流域に大きな影響を与えるようなことはない見込みである。	
秋田県 産業労働部 秋田発電・工業用水道事務所	5月20日	取水状況【発電】	・融雪による出水が少なく例年の発電実績を下回った発電所もあるが、現在、順調に発電取水できている。 ・今後も、ダムの貯水量が十分にあるため、当面の間は安定した発電取水が可能と思われる。 (該当発電所：岩見発電所、大松川発電所、板戸発電所、皆瀬発電所)	
		取水状況【工業用水】	・取水への影響無	
秋田県 秋田地域振興局 農林部	5月20日	かんがい用水の取水状況	・現時点において取水への影響無し	
秋田県 仙北地域振興局 農林部	5月20日	取水状況【かんがい】	・土地改良区等の利水者への聞き取りによると、河川からの取水への影響は無し。	
秋田県 平鹿地域振興局 農林部	5月20日	取水状況【かんがい】	・河川からの取水については現時点で影響はないが、沢水掛かりの受益地（雄物川地域）において代掻用水のやりくりが難儀している。 ・今後見通しとして、昨冬の降雪量不足の影響等による7月以降の取水量の確保が懸念される。	
		ダム、ため池の貯水状況	・平年並みの貯水量が確保されている。 ・かんがい用水として必要に応じた放流を実施予定。 ・今後は大雨に備えた貯水位管理を図りつつ、出穂開花期の用水確保に向けた貯水管理を行う。	
		広報関連	・県から市及び改良区に対し、2月と4月に用水確保の文書を発出している。 ・現時点において改良区等から節水の呼びかけ等は行っていない。 ・今後取水量の大幅な減となった場合においては、節水等に関する広報活動を行う。	

令和2年度 雄物川水系湧水情報連絡会 【構成機関からの情報共有事項】

令和2年5月22日時点

機関名	湧水情報連絡会構成機関への情報共有事項			
	時 点	項 目	内 容	備 考
秋田県 雄勝地域振興局 農林部	5月20日	取水状況【かんがい】	<ul style="list-style-type: none"> ・例年と比較して河川水位が低下傾向で、代掻き期の水不足が懸念されている。 ・河川水位低下により補給水であるため池からの放水を当初は6月1日としていたが、5月13日に変更、用水不足へ対応している。 ・ここ最近降雨等の影響もあり、大きな水不足になっていないが、今後の天気の影響が大きくなるため、注視しているところである。 	羽後町土地改良区より
		ため池の貯水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・東福寺ため池において、貯水量は90%（昨年同時期は100%）で代掻き作業や田植え作業には支障を来していないが、今後の降雨状況次第では貯水量に不安がある。 ・降雨が予想される場合はゲート操作を行い、貯水に努めることとしている。 ・受益者に対して地元管理者を通じ、水不足が予想される旨の周知を図ることとしている。 	稲川土地改良区より
秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課 (兼) 旭川ダム管理事務所	5月20日	旭川ダム放流量の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今年の放流量(R2)と過去5年の放流量(H27～R1)を比較 ・4月は融雪による流入量の増加が少なかったことから5年平均よりも放流量が少ない状況であった。その他の月は例年と概ね変わらない放流量である。 	
秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課 岩見ダム管理事務所	5月21日	ダム貯水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年平均EL.142.63mに対して、貯水位はEL.143.57mと高く順調です。 ・かんがい期の維持流量放流3.0m³/sに対して、放流量は11.65m³/sです。 ・今後の湧水情報に注視し、対応が必要となる場合は、各関係機関との調整に努めます。 	
秋田県 仙北地域振興局 建設部 保全・環境課 鎧畑ダム管理事務所	5月22日	ダム貯水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水位 EL.323.27m ・貯水率 89.4%（過去5カ年平均 90.7%） ・例年並みの貯水位となっている 	
秋田県 平鹿地域振興局 建設部 保全・環境課 (兼) 大松川ダム管理事務所	5月20日	取水状況【かんがい・水道・発電】	<ul style="list-style-type: none"> ・取水への影響の無。 ・今後は、南旭川水系土地改良区と事前協議し、取水量等協議実施予定。 	
		ダムの貯水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、平年より若干低い状況。 	
秋田県 雄勝地域振興局 建設部 保全・環境課 皆瀬。板戸ダム管理事務所	5月22日	皆瀬ダムの貯水状況	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位標高 EL=246.86m ・有効貯水量 V=20,471千m³ ・貯水率 77.8%（過去5年間平均の96.6%） ・今後は、土地改良区と調整を図り、発電放流を主として7月1日の夏期制限水位EL=237.50mを目標に貯水位の低下を図っていく。 	
秋田市上下水道局浄水課	5月19日	秋田市の人口および取水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市の人口 304,652人 (令和2年5月1日現在) ・取水施設 雄物川に3箇所の取水口 第1取水口(仁井田浄水場2群系) 第2取水口(仁井田浄水場1群系) 第3取水口(豊岩浄水場) 	
		令和元年度取水量実績	<ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの平均取水量 105,795m³ ・1日当たりの最大取水量 120,604m³ (令和元年8月7日) 	
		今年度4月取水量実績	<ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの平均取水量 101,281m³ ・水利許可に対する比率 64.4% ・1日当たりの最大取水量 103,858m³ (令和2年4月20日) ・水利許可に対する比率 66.0% ※ 水利許可水量 157,325m³ 	
横手市上下水道部水道課	5月19日	取水状況【水道】	<ul style="list-style-type: none"> ・取水状況 横手川：許可水量の約65% (0.162m³/sec) 雄物川：許可水量の約62% (0.016m³/sec) ・今後の見通し 今後ほぼ同程度の取水量となる見通し 	
		広報関連	<ul style="list-style-type: none"> ・市のHPにて節水の呼びかけを実施 	
大仙市上下水道局水道課	5月20日	取水状況【水道】	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところは問題なく取水できている。 ・今後、南外・大沢郷・刈和野の簡易水道について、成瀬ダムの暫定豊水水利権で決められた水位まで低下した場合は、取水制限の体制を整えている。 	
		広報関連	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年同様、必要な時期にホームページ及び広報車などで、節水のお願いを行う予定である。 	
		構成機関に対して事前了解を得たい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取水状況【水道】に記載の「南外・大沢郷・刈和野」3地区の簡易水道については、成瀬ダムに水源を担保することで認められている暫定豊水水利権となっており、椿川80m³/sを下回ると取水停止しております。 ・取水停止が長引くと住民生活への影響が懸念されることから、昨年の湧水時にご了解いただいた緊急的な措置により取水することを事前にご了解いただきたい。 ・緊急的な措置とは、既得の大仙市上水道で許可されている水利権量の範囲で3地区の簡易水道の取水を行う措置（近年ではH24、H31に実施） ・緊急的な措置を行う場合は、事務局を通して湧水情報連絡会構成機関に情報共有いたします。 	
東北電力(株)秋田支店 発電・販売カンパニー	5月20日	田沢湖貯水位の運用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・5月31日にEL.248.50mを目標に貯水運用し、6月1日から6月20日にかけて夏季制限水位であるEL.248.00m以下まで水位を低下する計画 ・6月20日～9月20日は夏季制限水位以下での運用 (6/20～6/30、9/1～9/20はEL.248.00m以下、7/1～8/31はEL.247.70m以下) 	
		生保内発電所の発電機工事	<ul style="list-style-type: none"> ・生保内発電所1号発電機は2019年1月21日～2021年3月22日までの期間で発電機更新作業中のため、田沢湖からの取水量は最大50m³/sに制限 	

東北地方整備局渇水対策要領

全面改訂 平成17年1月7日 国東整規第80号

一部改定 平成17年4月1日 国東整規第9号

一部改定 平成23年7月28日 東北地方整備局訓令第10号

(目的)

第1条 東北地方整備局渇水対策要領（以下「要領」という。）は、渇水に際しての、東北地方整備局の組織及び実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

(本部及び支部の設置等)

第2条 渇水時における業務を迅速かつ適確に実施するため、東北地方整備局に渇水対策本部（以下「本部」という。）、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条に定める事務所及び管理所に支部（以下「支部」という。）を設置するものとする。

- 2 本部及び支部の設置基準は、別に細則で定める。
- 3 設置の事由が解消された場合には、速やかに、本部及び支部を解散するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長、総括班長、本部付け、班長及び班員をもって組織し、編成は別表－1によるものとする。

- 2 本部長は、局長をもって充て、本部の業務を掌理する。
- 3 本部長代理は、副局長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 副本部長は、河川部長をもって充て、各班の総括を行う。
- 5 本部長に事故等があるときは、その職務を本部長代理、副本部長が代行することができる。
- 6 総括班長は各班の指揮、渇水に係わる情報の統括及び広報活動を行う。
- 7 本部付けは、本部長、本部長代理、副本部長の命を受け、渇水対策業務を行う。
- 8 班長は、班員を指揮監督し、渇水対策業務を行う。
- 9 本部長以下、各班長までの代行を、別表－2に規定する。

(支部の組織)

第4条 支部は、支部長、副支部長、班長、班員等をもって組織する。

- 2 支部長は、当該事務所長又は管理所長をもって充て、支部の業務を掌理する。

- 3 副支部長は、事務所の副所長又は課長等をもって充て、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその業務を代行する。
- 4 班長は、支部長が任命し、班の渇水対策業務を行う。

(支部運営要領)

第5条 事務所長及び管理所長は、支部の渇水対策業務が適切かつ円滑になされるよう支部運営要領を定め、本部長に報告するものとする。

- 2 渇水調整の判断基準となる「流量基準地点」を、支部運営要領において定めるものとし、支部で細則に基づき、基準となる流量を定めた場合は、本部長に報告するものとする。

(渇水対策業務)

第6条 本部及び支部は、次に掲げる業務を行う。ただし、支部において第十号、十一号に掲げる業務を行う場合、その他の渇水調整方針に係る重要な事項については、本部長の承認を得て行うものとする。

- 一 気象及び水象状況の把握
- 二 河川の水質状況の把握（ダム貯水池の水質状況を含む。）
- 三 流況予測及び河川の水質予測（ダム操作予測と下流河川基準点の流況、水質予測を含む。）
- 四 各利水者の取水実態の把握
- 五 各利水者の水需要要望の把握
- 六 排水実態の把握
- 七 渇水被害実態の把握
- 八 水質汚濁防止連絡協議会、渇水調整協議会その他の渇水対策に関わる組織との連絡調整
- 九 関係地方公共団体、農業関係機関、電力会社等との情報連絡
- 十 渇水調整案の作成及び渇水調整協議会等への渇水調整案の提示
- 十一 渇水調整のためのダム操作規則に定める操作以外の操作
- 十二 報道機関への広報活動
- 十三 利水者への節水広報の指導
- 十四 その他渇水対策上必要な業務

(支部への通知)

第7条 本部長は、次の各号の一に該当するときは、関係支部長に通知しなければならない。

- 一 本部が設置又は解散されたとき。

- 二 水質汚濁連絡協議会等の濁水に係わる会議が開催される時。
- 三 その他必要のある時。

(本部への報告)

第8条 支部長は、次の表の区分の各号の一に該当する時は、それぞれ当該区分の右欄に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

(細 則)

第9条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成17年1月7日から適用する。

(関係通達の廃止)

2 東北地方建設局濁水対策本部運営要領（昭和49年5月14日建東規第120号）は廃止する。

別表 - 1、2 は添付を省略

東北地方整備局渇水対策要領細則

1. 総則

この細則は東北地方整備局渇水対策要領に基づき定める。

2. 支部体制

東北地方整備局渇水対策支部の体制は、原則として次の3区分により運営する。

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 一級河川の直轄管理に係る区間の流量基準地点において、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という）を下回り、早期の流量回復が見込まれない場合及びそのおそれがある場合。</p> <p>なお、正常流量が定まっていない河川については、最近5ヶ年平均渇水流量を一週間程度下回り、早期の流量回復が見込まれない場合及びそのおそれがある場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、確保水位相当の水位を一週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合。</p> <p>3. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずるおそれがある場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 重大な被害が生じた場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、ダム最低水位に達するになると予想される場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼした場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>

3. 本部体制

東北地方整備局渇水対策本部の体制は、原則として次の3区分により運営する。

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 1支部以上が警戒体制に入った場合。</p> <p>3. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 2以上の支部が警戒体制に入った場合。</p> <p>2. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 支部が非常体制に入った場合。</p> <p>2. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>

秋田河川国道事務所 濁水対策支部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、「東北地方整備局濁水対策要領」（以下、「対策要領」という）に定めるものの他、濁水に際し、事務所における組織及び実施すべき措置を定め、適切な濁水対策を円滑に行うことを目的とする。

(支部の設置等)

第2条 対策要領の第2条に基づき、支部の設置・解散を行うものとする。

2 対策要領第5条2項に該当する一級河川雄物川及び子吉川の基準地点及び補助基準地点は、次のとおりとする。

基準地点

雄物川 椿川地点（秋田県秋田市椿川地先）
子吉川 宮内地点（秋田県由利本荘市宮内地先）

補助基準地点

雄物川 新波地点（秋田県秋田市新波地先）
子吉川 矢島地点（秋田県由利本荘市矢島町元町地先）

3 支部の設置基準及び体制区分については、別途定める「秋田河川国道事務所濁水対策支部運営細則」によるものとする。

4 支部の設置等にあたっては、雄物川については「雄物川水系濁水情報連絡会」、子吉川については「子吉川水系濁水情報連絡会」と連絡調整を行うものとする。

(支部の組織及び所掌業務)

第3条 支部の組織は、支部長・副支部長・班長及び班員等で組織し、その編成及び代行者は、別表－1（濁水対策支部編成表）及び別表－2（濁水対策支部編成表（代行者））によるものとする。

(濁水対策業務)

第4条 対策要領第6条に基づき業務を行うものとし、各班における業務内容は、別表－1（濁水対策支部編成表（主要業務））によるものとする。

2 濁水情報の伝達は、別図－1（濁水情報連絡系統図）に従い行うものとする。

3 濁水対策中の流量観測・水質測定等は、適切な値の把握に努めるものとする。

(細則)

第5条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

*別表－1、2は添付を省略

秋田河川国道事務所 湧水対策支部運営細則

1. 総 則

この運営細則は、「秋田河川国道事務所湧水対策運営要領」に基づき定める。

2. 湧水対策支部設置基準及び体制区分

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 雄物川及び子吉川について、以下の基準地点が、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という）を下回り、早期の流量回復が見込まれない場合。</p> <p><基準地点及び正常流量></p> <p>雄物川 椿川地点 80m³/s 子吉川 宮内地点 11m³/s</p> <p>また、以下の補助基準地点が基準流量を一週間程度下回り、早期の流量回復が見込まれない場合。</p> <p><補助基準地点及び基準流量></p> <p>雄物川 新波地点 75m³/s 程度 子吉川 矢島地点 6m³/s 程度</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、確保水位相当の水位を1週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合。</p> <p>3. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずる恐れがある場合。</p> <p>3. 湧水により河川環境に著しい悪影響を及ぼす恐れがある場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 重大な被害が生じた場合。</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、最低水位（EL353.7m）を下回ると予想される場合。</p> <p>3. 湧水により河川環境に著しい悪影響を及ぼした場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>

*玉川ダムについては、雄物川の場合

湯沢河川国道事務所渇水対策支部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、東北地方整備局渇水対策本部運営要領（以下「本部要領」という。）に定めるもののほか、渇水に際し、事務所における組織及び実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

(支部の設置等)

第2条 本部要領の第2条に基づき、支部の設置・解散を行うものとする。

2 本部要領第5条2項に該当する一級河川雄物川・皆瀬川及び玉川の基準地点は次のとおりとする。

岩 館地点（秋田県湯沢市小野地内）	雄物川
岩 崎 橋地点（秋田県湯沢市岩崎地内）	皆瀬川
長 野地点（秋田県大仙市長野地内）	玉 川
刈和野橋地点（秋田県大仙市宇刈和野地内）	雄物川
椿 川地点（秋田県秋田市椿川地内）	雄物川

（なお、注意体制の基準流量については、当分の間、椿川地点については、正常流量の80m³/sとし、他の地点については、東北地方整備局渇水対策細則に定める、河川の正常流量が定まっていない河川の場合を適用し運営するものとする。）

(支部の組織及び所掌業務)

第3条 支部の組織は、支部長、副支部長、班長及び班員等で組織し、その編成及び代行者は別表－1によるものとする。

(渇水対策業務)

第4条 本部要領第6条に基づき、業務を行うものとし、各班における業務内容は別表－1によるものとする。

- 2 渇水情報の伝達は、別に定める伝達系統に従い行うものとする。
- 3 渇水対策中の流量観測、水質、測定等は、適切な値の把握に努めるものとする。

(細則)

第5条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年3月11日から施行する。

※別表－1の添付を省略